



第9期 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画

2024 ▶ 2026
(令和6年度～令和8年度)

令和6年●月

北海道岩見沢市

目次

第1章 計画策定にあたって	6
1 計画策定の趣旨	6
2 計画の概要	6
3 計画策定の体制	10
第2章 高齢者を取りまく状況	12
1 高齢者人口	12
2 要介護等認定者	15
3 高齢者世帯	16
第3章 サービス提供体制の状況	17
1 介護保険サービス	17
2 地域支援事業	24
3 高齢者福祉サービス	32
4 第8期計画の進捗状況	33
第4章 計画推進のための基本的事項	44
1 計画対象者の推計結果	44
2 基本理念と基本方針	46
3 中長期的な課題	47
4 計画の基本目標	48
5 施策の体系	49
第5章 計画推進のための具体的な取組み	51
1 地域包括ケアシステムの充実	51
2 在宅医療・介護連携の推進	55
3 認知症施策の推進	56
4 地域における生活支援の推進	58
5 高齢者の権利擁護と虐待防止の推進	60
6 高齢者の住まいの支援	62
7 健康づくりの推進	64
8 自立支援・重度化防止の推進	66
9 社会参加・生きがいづくりの推進	68
10 持続可能な介護保険事業運営の確保に向けた施策の推進	69

第6章 介護保険サービス量の見込み	77
1 サービス量の見込み	77
2 介護保険サービス給付費の見込み	81
第7章 介護保険事業に係る費用と負担	82
1 保険事業の財源構成	82
2 第9期介護保険事業計画の事業費の見込み	83
3 第1号被保険者介護保険料の設定	85
4 第1号被保険者の介護保険料の算出	87

参考資料

- 1 岩見沢市地域共生社会推進協議会
- 2 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査の集計結果
- 3 在宅介護実態調査の集計結果
- 4 用語解説

※参考資料は編集集中です。

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

日本の65歳以上人口は2040年（令和22年）を超えるまで、75歳以上人口（後期高齢者）は2055年（令和37年）まで増加傾向が続き、要介護認定率や介護給付費が急増する85歳以上人口は2035年（令和17年）まで75歳以上人口を上回る勢いで増加し、2060年（令和42年）頃まで増加傾向が続くことが見込まれます。

一方、本市における高齢化の傾向としては、65歳以上人口が2023年10月末時点で28,543人、総人口に占める割合（高齢化率）は37.7%、75歳以上人口（後期高齢者）は15,787人で、総人口に占める割合は20.9%となっており、今後、高齢者数は減少していきませんが、高齢化率は上昇が続き、2030年には41.8%になると見込まれています。

このような状況の中、「岩見沢市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（第8期）」では、高齢者の地域での生活を支える地域包括ケアシステムを、地域共生社会の実現に向けた中核的な基盤と位置づけ、在宅医療・介護連携の推進、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施、生活支援・介護予防サービスの基盤整備の推進などについて重点的に取り組みを進めてまいりました。

このたび、現行計画の計画期間が終了を迎えることから、これまでの進捗状況を踏まえ、新たな課題に対応した「岩見沢市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（第9期）」を策定することとします。

2 計画の概要

（1）計画の位置づけ

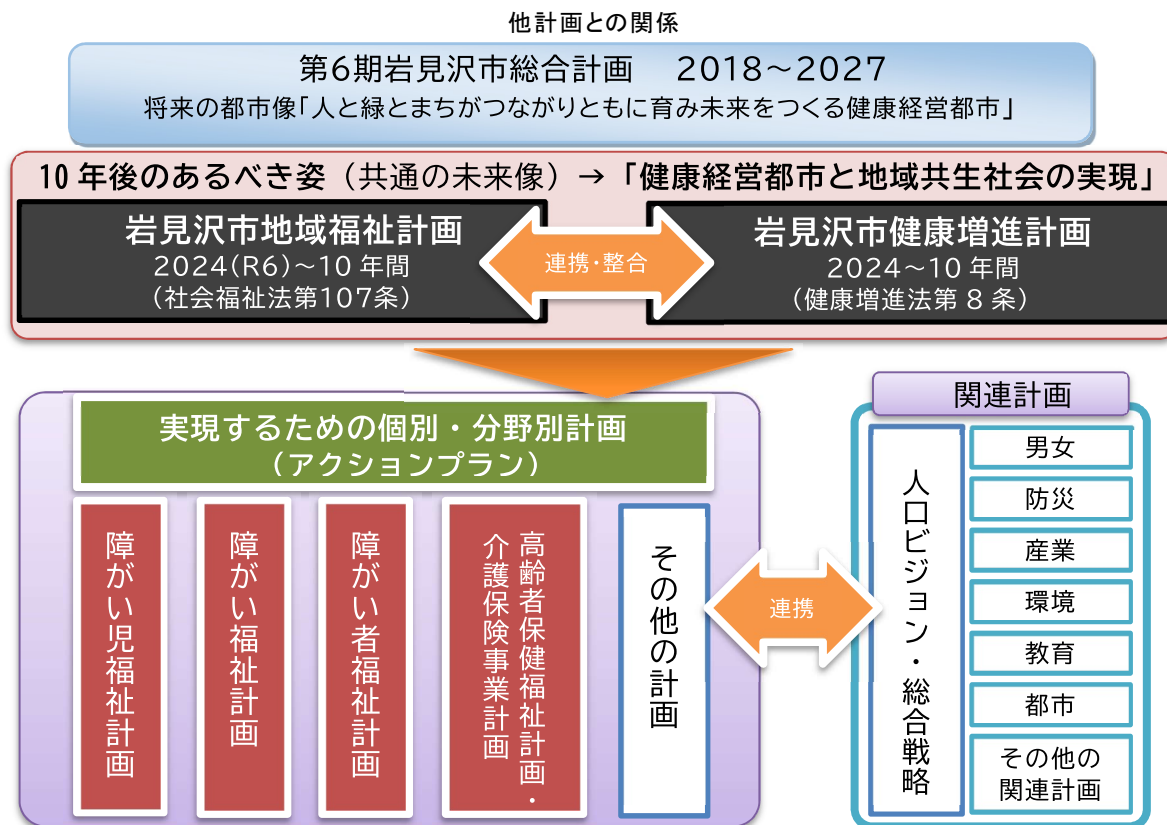
高齢者保健福祉計画は、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の8に基づく「市町村老人福祉計画」に該当します。この計画は、65歳以上のすべての高齢者を対象とした健康づくり、生きがいくくり、日常生活支援、福祉水準の向上など、高齢者に係る保健福祉施策全般を範囲とするものです。

介護保険事業計画は、介護保険法（平成9年法律第123号）第117条に基づく「市町村介護保険事業計画」に該当します。この計画は、65歳以上の要介護等認定者（40～64歳における老化が原因とされる特定疾病者も含む。）が、できる限り住み慣れた家庭や地域で、自らの意思に基づき利用する介護保険サービスを選択し、自立した生活を送れるよう、必要となるサービスに関する整備目標等を取りまとめたものです。

本市では、高齢者保健福祉計画と介護保険事業計画が相互に連携することにより、総合的な高齢者保健福祉施策の展開が期待されることから、両計画を一体的に

策定します。

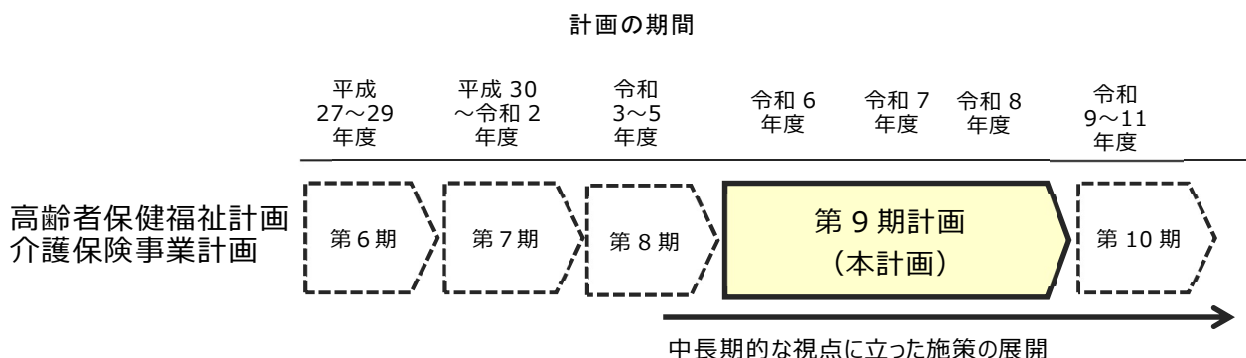
また、本計画は本市のまちづくりの基本となる「第6期岩見沢市総合計画」における地域福祉分野の施策を具体化した「岩見沢市地域福祉計画」（社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条の規定に基づく市町村地域福祉計画）の保健福祉関連分野の各種計画の1つとして、国の方針や北海道の高齢者支援計画、関連する本市の個別計画等と整合を図りながら策定します。



（2）計画の期間

岩見沢市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（第9期）は、令和6年度を初年度とし、令和8年度を目標年度とする3か年計画です。

なお、国や北海道による施策の動向、社会経済情勢の変化を見極めながら、必要に応じて見直しを行います。



(3) 日常生活圏域

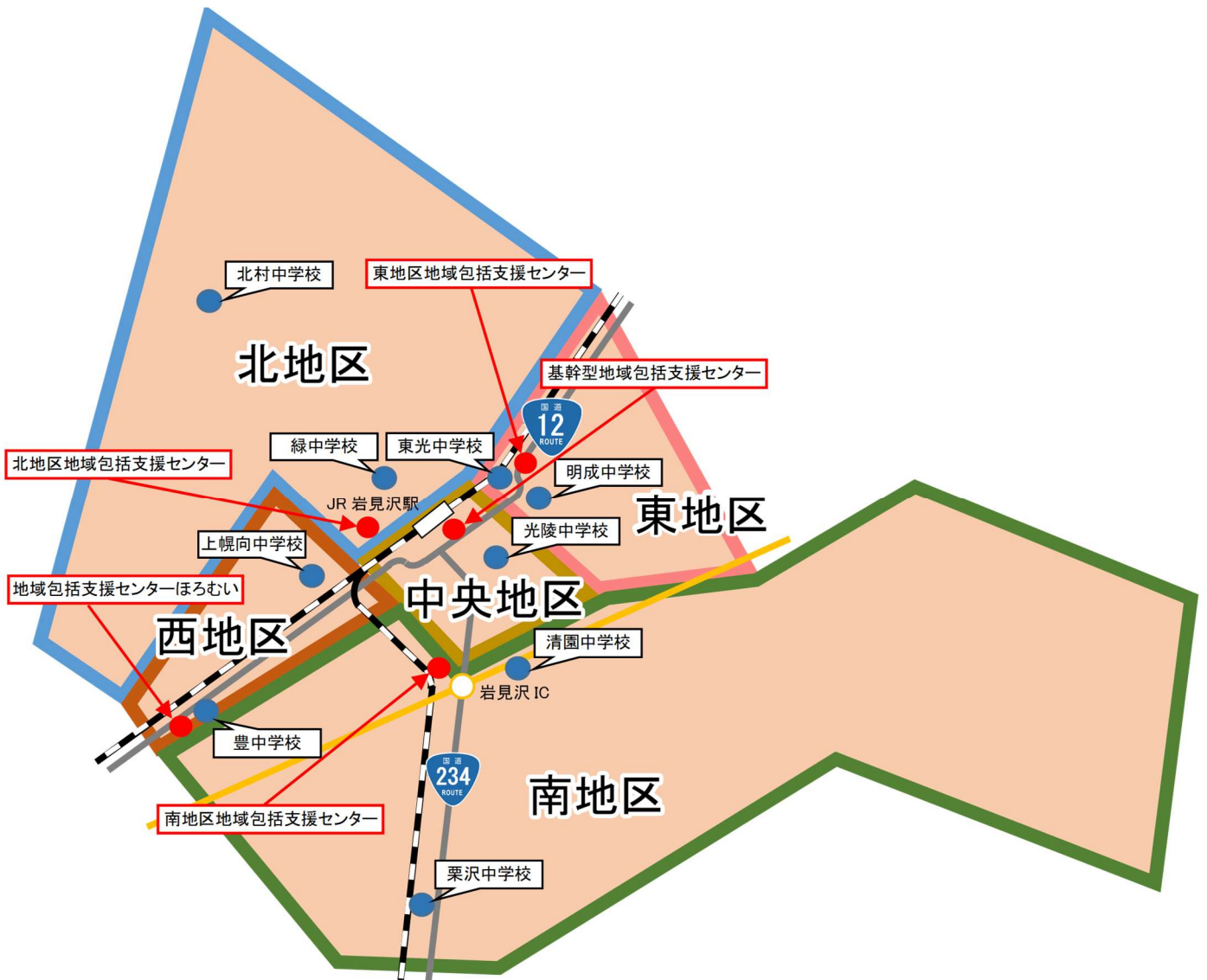
介護保険事業計画では、高齢者が日常生活を営んでいる圏域を単位としてサービス提供基盤の整備や介護サービスの量を見込むため、「日常生活圏域」を定めることとされています。本市では、地理的条件、人口、交通事情、介護サービス提供基盤の整備状況などを考慮し、概ね中学校区を単位として5つの日常生活圏域を設定しています。

第9期計画期間においても、住み慣れた地域で生活を続けていくことができるよう、中学校の校区を単位として東西南北と中央(市街地)の5つを引き続き設定します。

日常生活圏域（5圏域）

地区	地域名	中学校区
東地区	東条丁目（一部）、西条丁目（一部）、東山（一部）、日の出町、日の出南、日の出北、日の出北、栄町、東町、東山町（一部）、元町、岡山町、峰延町、宝水町、かえで町、若駒	東光明成
西地区	上幌向町・上幌向条丁目、幌向町・幌向条丁目、中幌向町、御茶の水町、双葉町	豊上幌向
南地区	南町条丁目（一部）、緑が丘（一部）、志文町、志文本町条丁目、上志文町、下志文町、金子町、ふじ町条丁目、朝日町、清水町、奈良町、毛陽町、栗沢町全域	清園栗沢
北地区	北本町、北条丁目、桜木条丁目、稔町、西川町、緑町、若松町、有明中央、大願町、北村全域	緑北村
中央地区	東条丁目（一部）、西条丁目（一部）、美園条丁目、南町、南町条丁目（一部）、駒園、並木町、緑が丘（一部）、春日町、東山（一部）、東山町（一部）、鳩が丘、有明町南、大和町・大和条丁目	光陵

日常生活圏域(5圏域)



3 計画策定の体制

(1) 岩見沢市地域共生社会推進協議会

本計画の策定・進捗管理にあたっては、有識者や福祉関係団体、自治組織、その他市民団体等の代表者、公募による市民の代表者から構成される「岩見沢市地域共生社会推進協議会」において、幅広い意見を聞きながら行います。「岩見沢市地域共生社会推進協議会」は、健康福祉分野の垣根を超えた「一体的支援」による施策展開の実現に向けた協議の場であり、各種計画の策定及び進捗管理を一体的・継続的に行います。

(2) アンケート調査の実施概要

本計画の策定に向けて、その基礎資料とするために、厚生労働省が示した調査票を参考に介護予防・日常生活圏域ニーズ調査、在宅介護実態調査、介護人材確保に関する調査をアンケート方式により実施しました。また、計画期間における介護サービス基盤整備の参考とするために、介護サービス事業者施設等整備調査を実施しました。

調査の実施概要

項目	介護予防・日常生活圏域ニーズ調査	在宅介護実態調査	介護人材確保に関する調査	介護サービス事業者施設等整備調査
調査対象者	市内にお住まいの65歳以上高齢者、要支援1・2認定者※日常生活圏域・年齢層を均等に抽出	市内にお住まいの(在宅)要支援・要介護認定者、主な介護者※無作為抽出	市内の訪問・通所・居住系サービス事業所及び施設	市内介護事業者
調査目的	高齢者の生活状況を把握することで地域課題を把握し、目標設定に反映する。	「高齢者等の適切な在宅生活の継続」と「家族等介護者の就労継続」の実現に向けた介護サービスの在り方を検討する。	市内事業所における介護従事者の状況などを把握するとともに、今後の介護人材の確保に向けた取組などを検討する。	市内介護事業所の新たな施設整備の意向を確認し、地域の介護保険サービス供給量の参考とする。
調査方法	郵送による配布・回収、自己記入	認定調査時に実施	Eメールによる配布・回収、自己記入	Eメールによる配布・回収、自己記入
調査時期	R4.12～R5.1	R5.1～4	R5.2	R5.9
調査対象地区	市内全域	市内全域	市内全域	市内全域
調査票配布数	2,000	260	112	69
回収票数	1,290	260	74	43
回収率	64.5%	100.0%	66.1%	62.3%

(3) 行政機関内部の体制

市民に最も身近な自治体として、高齢者を対象とした保健福祉施策を総合的に推進するため、関係部局との協議及び連絡調整を図りました。

(4) パブリックコメントの実施

計画内容について、市民からの幅広い意見を収集し、最終的な意思決定を行うために、令和6年1月10日（水）から令和6年1月29日（月）まで、計画素案に対する意見募集（パブリックコメント）を実施します。

第2章 高齢者を取りまく状況

1 高齢者人口

(1) 市全体

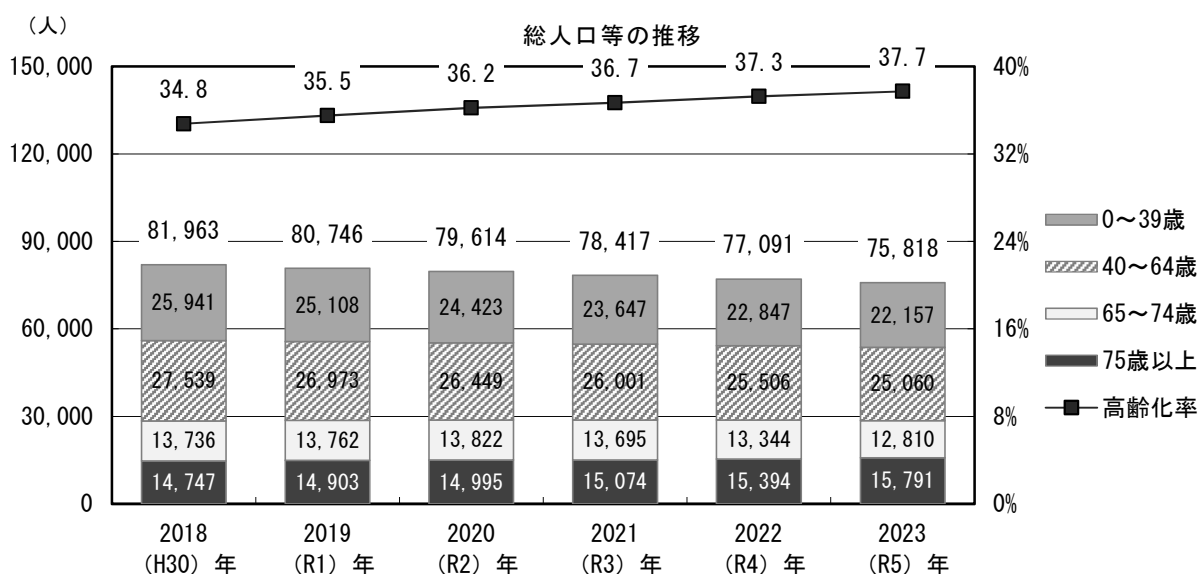
本市の総人口は減少傾向にあり、令和5年10月1日現在75,818人となっています。高齢者人口（65歳以上人口）は令和2年の28,817人をピークに減少に転じていますが、75歳以上は増加傾向にあります。なお、高齢化率は年々上昇しており、令和5年には37.7%にまで上昇しています。

総人口等の推移

(単位：人)

項目	2018 (H30)年	2019 (R1)年	2020 (R2)年	2021 (R3)年	2022 (R4)年	2023 (R5)年
総人口	81,963	80,746	79,614	78,417	77,091	75,818
男	38,290	37,724	37,189	36,637	36,010	35,388
女	43,673	43,022	42,425	41,780	41,081	40,430
40～64歳	27,539	26,973	26,449	26,001	25,506	25,060
(総人口比)	33.6%	33.4%	33.2%	33.2%	33.1%	33.1%
65～74歳人口	13,736	13,762	13,822	13,695	13,344	12,810
(総人口比)	16.8%	17.0%	17.4%	17.5%	17.3%	16.9%
65～69歳	7,488	7,061	6,627	6,240	6,029	5,842
70～74歳	6,248	6,701	7,195	7,455	7,315	6,968
75歳以上人口	14,747	14,903	14,995	15,074	15,394	15,791
(総人口比)	18.0%	18.5%	18.7%	19.2%	20.0%	20.8%
75～79歳	5,284	5,376	5,216	5,128	5,283	5,644
80～84歳	4,579	4,445	4,428	4,446	4,480	4,419
85歳以上	4,884	5,082	5,351	5,500	5,631	5,728
65歳以上人口	28,483	28,665	28,817	28,769	28,738	28,601
(高齢化率)	34.8%	35.5%	36.2%	36.7%	37.3%	37.7%

※住民基本台帳（各年10月1日現在）



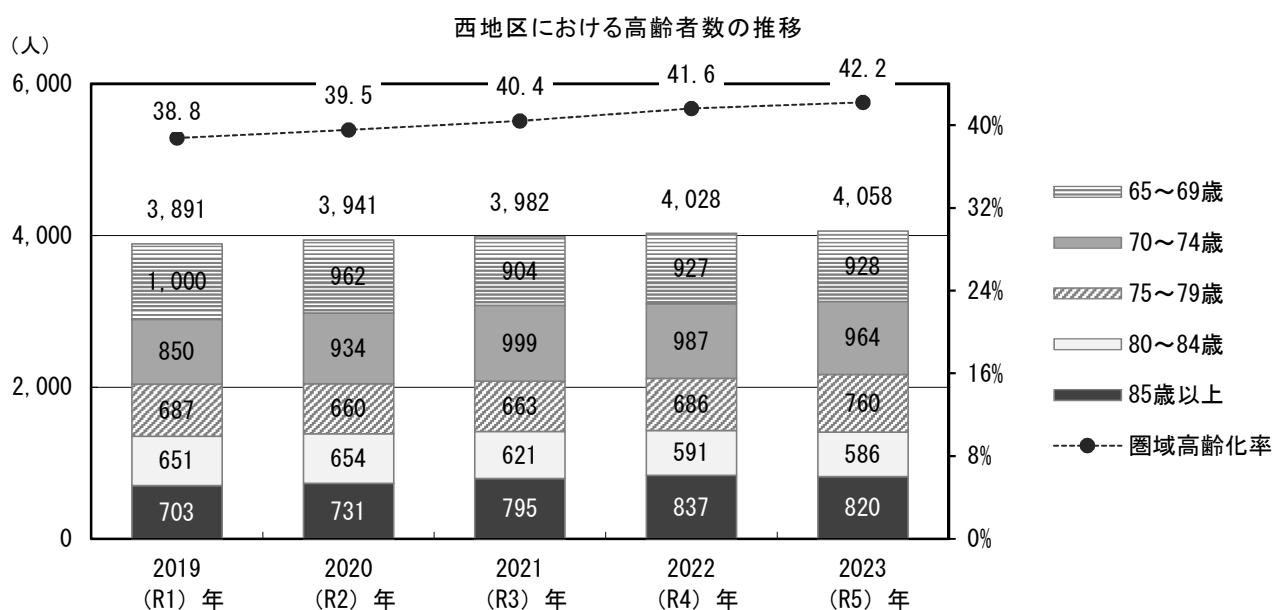
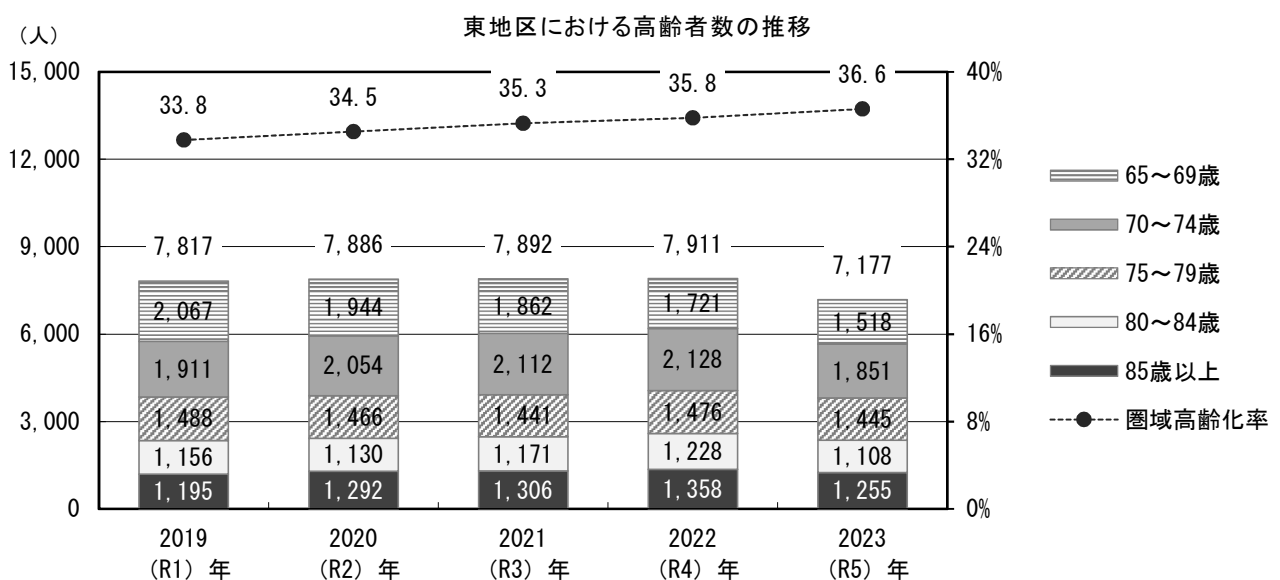
(2) 日常生活圏域

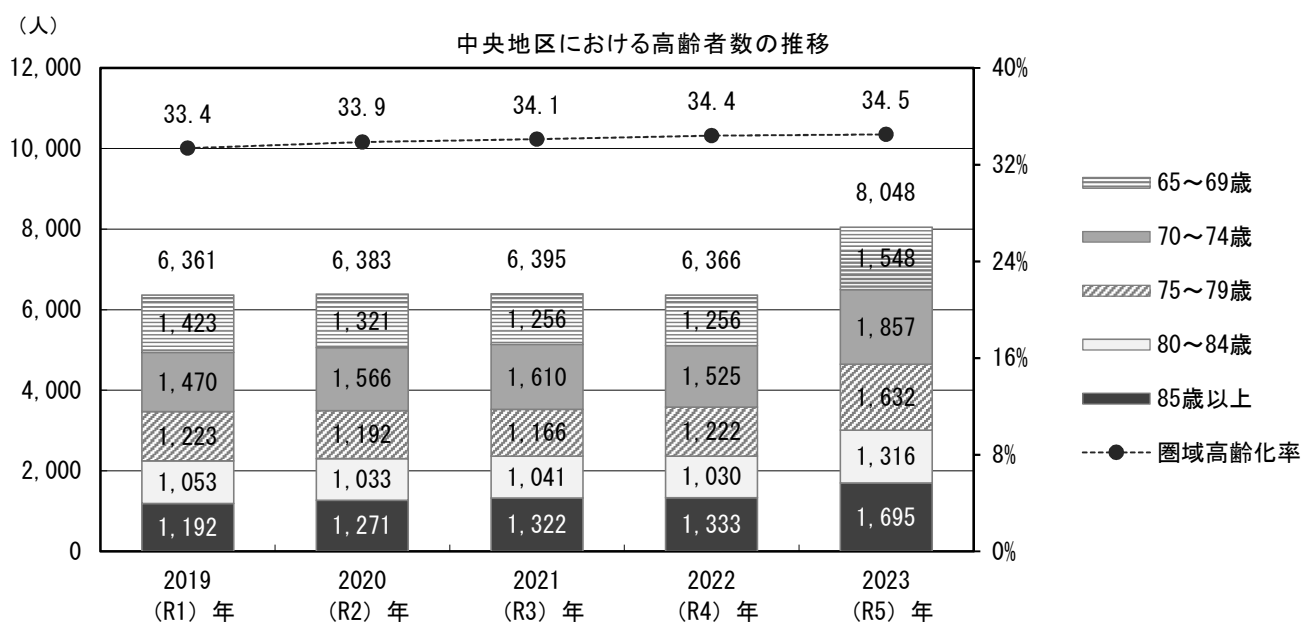
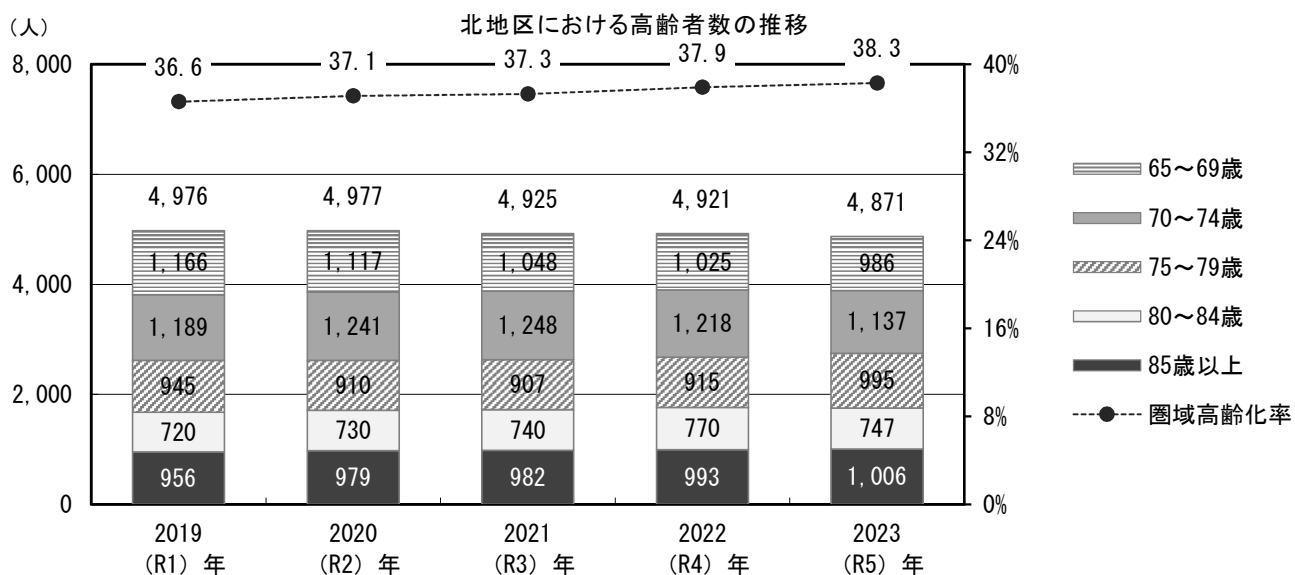
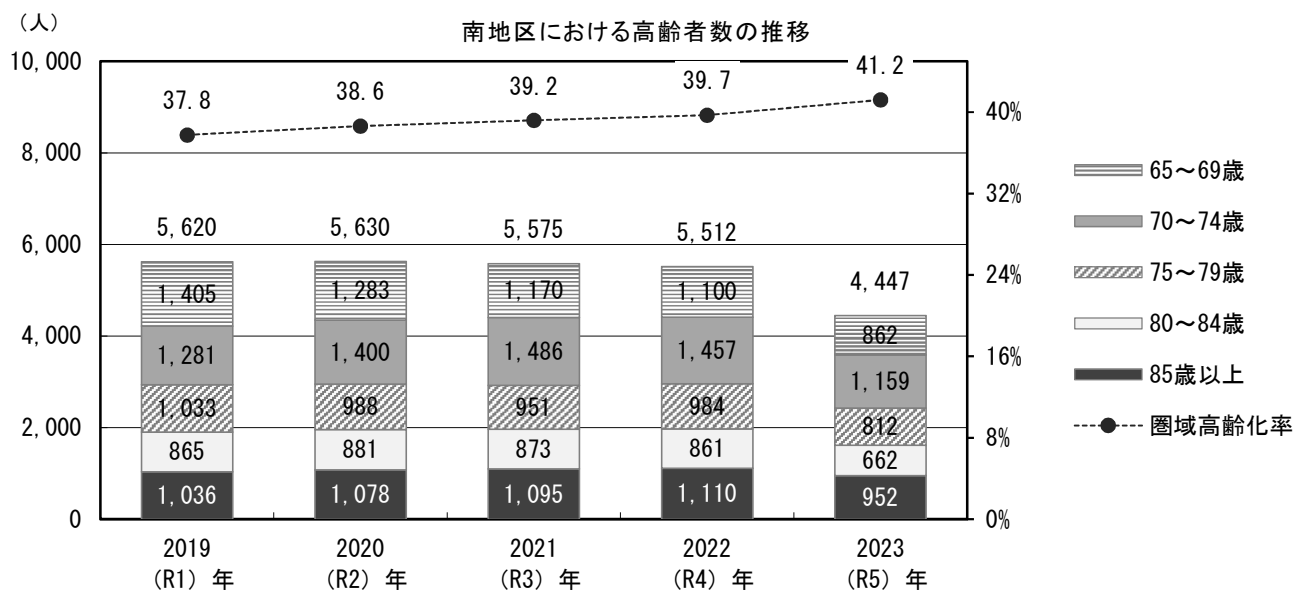
介護保険事業計画では、高齢者が日常生活を営んでいる圏域を単位としてサービス提供基盤の整備や介護サービスの量を見込むため、「日常生活圏域」を定めることとされています。

本市では、概ね中学校区を単位として5つの日常生活圏域を設定しています。

令和5年10月1日現在、高齢者人口（65歳以上人口）は中央地区が8,048人で最も多く、次いで東地区7,177人、北地区4,871人、南地区4,447人、西地区4,058人と続いています。

高齢化率は、西地区が42.2%と最も高く、最も低い中央地区（34.5%）との差は7.7ポイントとなっています。



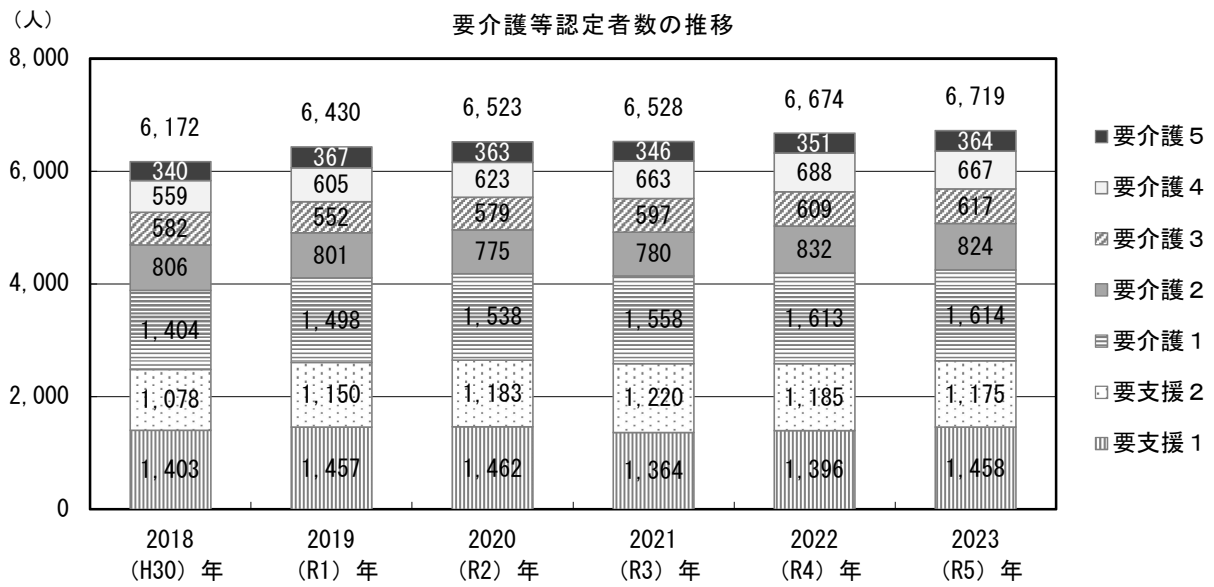


※住民基本台帳(各年10月1日現在)

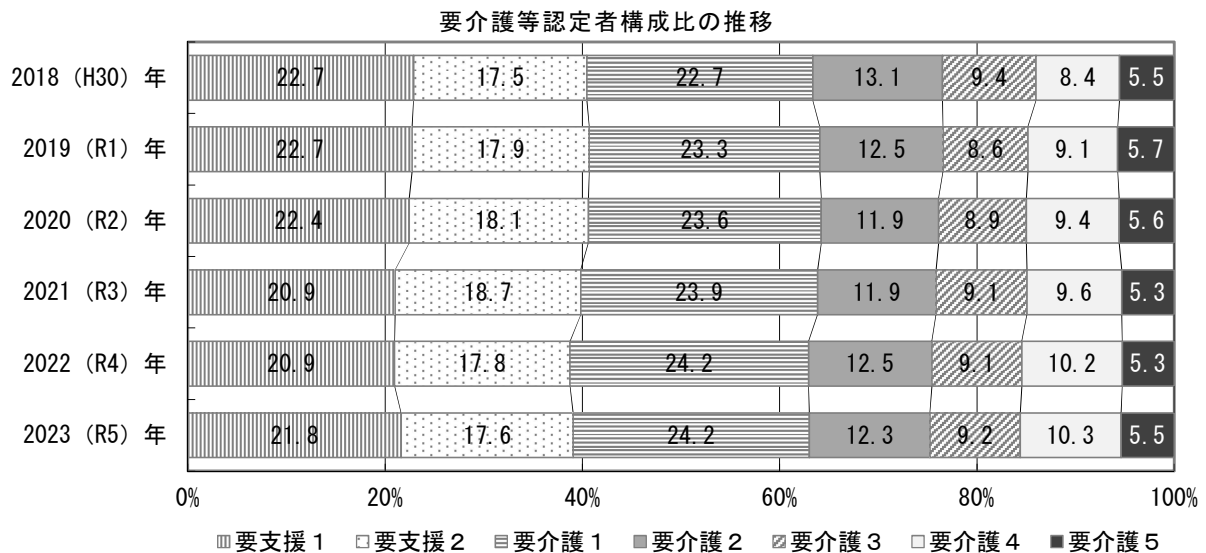
2 要介護等認定者

本市の要介護認定者数は増加が続いており、令和5年9月末現在6,719人となっています。要介護度別でみると、要支援1・2、要介護1の軽度者の割合が多い状況です。

また、第1号被保険者における認定率は23.2%となっており、近隣保険者で比較すると高い方に位置しています。

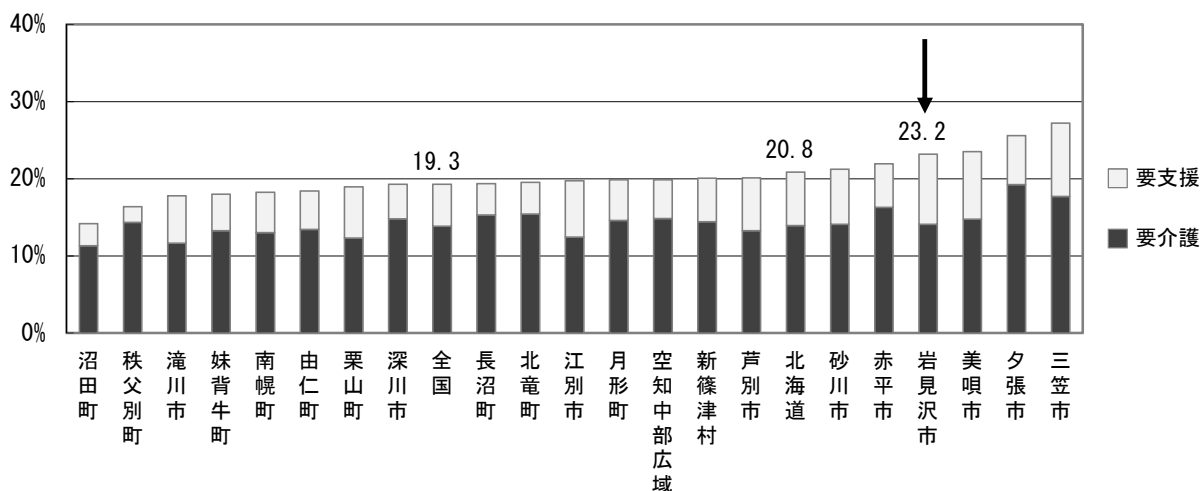


※介護保険事業状況報告(各年9月末)



※介護保険事業状況報告(各年9月末)

近隣保険者の認定率(第1号被保険者)



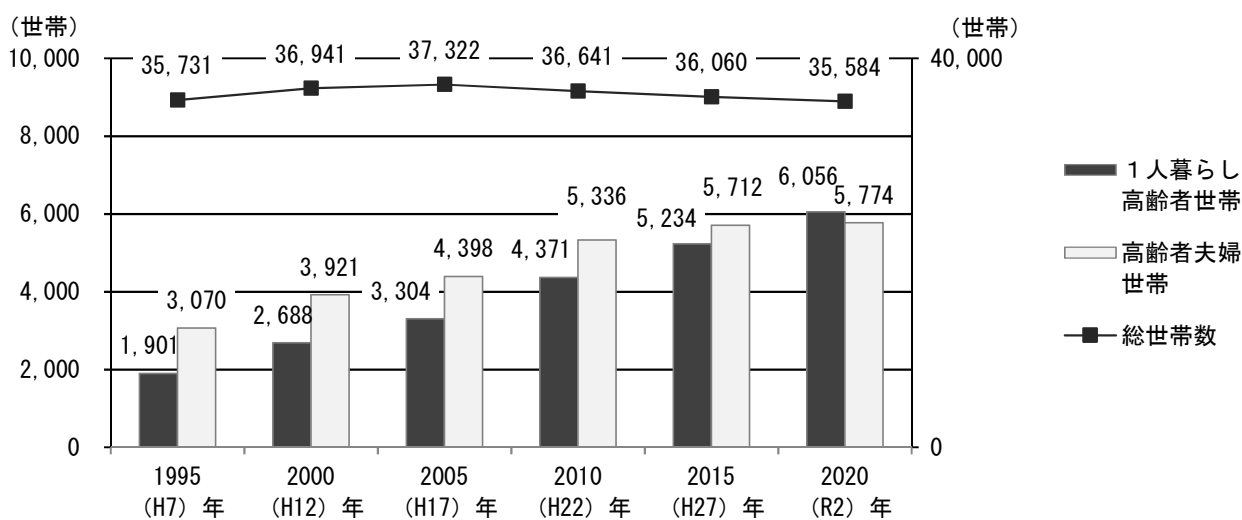
※介護保険事業状況報告(令和5年9月末)

3 高齢者世帯

総世帯数は減少傾向にありますが、1人暮らし高齢者世帯や高齢者夫婦世帯は増加が続いています。

令和2年10月1日現在、総世帯数 35,584 世帯に対して、1人暮らし高齢者世帯は 17.0%、高齢者夫婦世帯は 16.2%となっています。

高齢者世帯の推移(市全体)



※国勢調査(各年10月1日)

(※注) 高齢者夫婦世帯：夫65歳以上、妻60歳以上の夫婦のみの世帯

第3章 サービス提供体制の状況

1 介護保険サービス

(1) サービスの種類

① 居宅サービス

サービス種別	内容	市内 事業所数
訪問介護 (ホームヘルプ)	訪問介護員(ホームヘルパー)が利用者の居宅を訪問し、入浴、排せつ、食事等の介護や調理、洗濯、掃除等の家事を行います。	18
訪問入浴介護	自宅の浴槽での入浴が困難な方に対して、浴槽を積んだ入浴車が利用者の居宅を訪問し、看護職員や介護職員が入浴の介護を行います。	1
訪問看護	医師の指示に基づき、看護師等が利用者の居宅を訪問し、健康チェック、療養上の世話または必要な診療の補助を行います。	13
訪問リハビリテーション	医師の指示に基づき、理学療法士や作業療法士等が利用者の居宅を訪問し、利用者の心身機能の維持回復及び日常生活の自立を助けるために必要なリハビリテーションを行います。	1
居宅療養管理指導	医師、歯科医師、看護師、薬剤師、管理栄養士、歯科衛生士等が家庭を訪問し、療養上の管理や指導、助言等を行います。	—
通所介護 (デイサービス)	老人デイサービスセンターなどに通い、食事、入浴、その他の必要な日常生活上の支援や生活機能訓練などを日帰りで行います。	14
通所リハビリテーション (デイケア)	介護老人保健施設や診療所、病院において、日常生活の自立を助けるために理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行い、利用者の心身機能の維持回復を図ります。	5
短期入所生活介護 (ショートステイ)	特別養護老人ホームなどの施設に短期間入所し、食事、入浴、その他の必要な日常生活上の支援や機能訓練などを行います。	5

サービス種別	内容	市内 事業所数
短期入所療養介護	介護老人保健施設や診療所、病院などに短期間入所し、医師や看護職員、理学療法士等による医療や機能訓練、日常生活上の支援などを行います。	3
特定施設入居者生活介護	介護保険の指定を受けた介護付有料老人ホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅などが、入居している利用者に対して入浴・排せつ・食事等の介護、その他必要な日常生活上の支援を行います。	8
福祉用具貸与	利用者の日常生活における自立支援や介護者の負担軽減を図るため福祉用具を借りることができます。	7
特定福祉用具販売	利用者の日常生活における自立支援や介護者の負担軽減を図るため、その用途が「貸与にならないもの」である福祉用具の販売を行います。	7
住宅改修	在宅の利用者が、住み慣れた自宅で生活が続けられるように、住宅の改修を行います。	—
居宅介護支援	介護を必要とされる方が、自宅で適切にサービスを利用できるように、ケアマネジャー（介護支援専門員）が心身の状況や生活環境、本人・家族の希望等に沿って、ケアプラン（居宅サービス計画）を作成したり、ケアプランに位置づけたサービスを提供する事業所等との連絡・調整などを行います。	17

※令和5年10月1日現在

② 地域密着型サービス

サービス種別	内容	市内 事業所数
認知症対応型通所介護	老人デイサービスセンターや特別養護老人ホームなどにおいて、通所する認知症の利用者に対して、入浴、排せつ、食事等の介護や生活等に関する相談、健康状態の確認、リハビリテーション等を行います。	0
小規模多機能型 居宅介護	通いによるサービスを中心に、利用者の希望などに応じ、訪問や宿泊を組み合わせて、入浴、排せつ、食事等の介護、その他日常生活上の世話、リハビリテーションを行います。	4
定期巡回・随時対応型 訪問介護看護	日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護が一体的にまたは密接に連携しながら、定期巡回と随時の対応を行います。	1
看護小規模多機能型 居宅介護	「小規模多機能型居宅介護」と「訪問看護」を組み合わせ提供します。	1
地域密着型通所介護	利用定員 18 人以下の小規模の老人デイサービスセンターなどに通い、食事、入浴、その他の必要な日常生活上の支援や生活機能訓練などを日帰りで提供します。	11
認知症対応型 共同生活介護 (グループホーム)	認知症の高齢者が共同で生活する住居において、入浴、排せつ、食事等の介護、その他の日常生活上の世話、機能訓練を行います。	19
地域密着型特定施設 入居者生活介護	指定を受けた入居定員が 29 人以下の介護付有料老人ホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅などが、入居している利用者に対して入浴・排せつ・食事等の介護、その他必要な日常生活上の支援を行います。	2

※令和 5 年 10 月 1 日現在

③ 施設サービス

サービス種別	内容	市内 事業所数
介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	寝たきりや認知症など、常に介護が必要で自宅での生活が難しい方のための施設で、新規入所は、原則として要介護3以上の方が対象です。	5
介護老人保健施設	入所者に対してリハビリテーションなどの医療サービスを提供し、家庭への復帰を目指す施設です。	3
介護療養型医療施設	慢性疾患を有し、長期の療養が必要な方のために、介護職員が手厚く配置された医療機関(施設)です。	0
介護医療院	介護療養型医療施設の転換施設として新たに創設された、「日常的な医学管理」や「看取り・ターミナル」等の機能と、「生活施設」としての機能とを兼ね備えた介護保険施設です。	0

※令和5年10月1日現在

(2) サービスの実施状況（計画値と実績値の比較）

① 居宅サービス

①訪問介護、②訪問入浴介護、⑥通所介護は新型コロナウイルス感染症の影響により、利用者が他者との接触を控えていたため、実績値が計画値を大きく下回りました。また、⑧短期入所生活介護、⑨短期入所療養介護も施設の職員や利用者に感染者が出たことにより受入れが出来ず、利用の落ち込みがあったものと思われます。

一方、③訪問看護、④居宅療養管理指導は従前であれば入院による療養が望ましい方が、感染リスクを理由に在宅での生活を送りつつ、医療ニーズを訪問看護等で対応したケースが多かったため計画値を大きく上回る実績になったと思われます。

④訪問リハビリテーションは、在宅生活へのシフトにより自宅でのリハビリのニーズが計画よりも大きかったことに加えて、市内に設置がなかった訪問リハビリテーション事業所が令和5年に2か所開設したことにより、計画値を大きく上回る実績となりました。

サービス種別 ※予防給付と介護給付の合計		2021 (R3) 年度			2022 (R4) 年度			2023 (R5) 年度 (見込)		
		計画値	実績値	実績/計画	計画値	実績値	実績/計画	計画値	実績値	実績/計画
①訪問介護	(回/年)	115,231	103,650	89.9%	118,694	110,460	93.1%	121,565	111,684	91.9%
	(人/年)	6,432	6,208	96.5%	6,624	6,645	100.3%	6,792	6,528	96.1%
②訪問入浴介護	(回/年)	2,314	1,913	82.7%	2,431	1,806	74.3%	2,544	1,848	72.6%
	(人/年)	492	462	93.9%	516	401	77.7%	540	420	77.8%
③訪問看護	(回/年)	30,490	31,564	103.5%	31,554	37,818	119.9%	32,611	44,258	135.7%
	(人/年)	4,824	5,155	106.9%	4,992	6,134	122.9%	5,160	7,296	141.4%
④訪問リハビリテーション	(回/年)	1,778	1,983	111.5%	2,006	2,680	133.6%	2,153	4,258	197.8%
	(人/年)	132	171	129.5%	144	274	190.3%	156	408	261.5%
⑤居宅療養管理指導	(人/年)	3,384	3,600	106.4%	3,516	4,378	124.5%	3,624	5,268	145.4%
⑥通所介護	(回/年)	80,927	67,567	83.5%	83,530	69,017	82.6%	85,790	69,132	80.6%
	(人/年)	9,372	7,859	83.9%	9,696	8,281	85.4%	9,984	8,352	83.7%
⑦通所リハビリテーション	(回/年)	37,264	31,420	84.3%	38,360	33,463	87.2%	39,161	33,728	86.1%
	(人/年)	7,944	6,497	81.8%	8,280	6,960	84.1%	8,568	7,332	85.6%
⑧短期入所生活介護	(回/年)	18,598	11,567	62.2%	19,290	12,452	64.6%	19,835	14,945	75.3%
	(人/年)	1,728	1,184	68.5%	1,776	1,252	70.5%	1,824	1,524	83.6%
⑨短期入所療養介護	(回/年)	4,226	1,192	28.2%	4,268	1,638	38.4%	4,268	1,852	43.4%
	(人/年)	552	166	30.1%	564	259	45.9%	564	312	55.3%
⑩福祉用具貸与	(人/年)	19,092	19,371	101.5%	19,788	20,236	102.3%	20,448	20,760	101.5%
⑪特定福祉用具販売	(人/年)	-	-	-	-	-	-	-	-	-
⑫住宅改修	(人/年)	-	-	-	-	-	-	-	-	-
⑬特定施設入居者生活介護	(人/年)	4,032	3,635	90.2%	4,116	3,640	88.4%	4,176	3,828	91.7%

② 地域密着型サービス

⑤小規模多機能型居宅介護は、令和4年度の新規事業所の開設時期が遅れた影響と市外の事業所の利用が想定より伸びなかったため、計画値を大きく下回る実績となりました。

サービス種別 ※予防給付と介護給付の合計		2021 (R3) 年度			2022 (R4) 年度			2023 (R5) 年度 (見込)		
		計画値	実績値	実績/計画	計画値	実績値	実績/計画	計画値	実績値	実績/計画
①定期巡回・随時対応型訪問介護看護	(人/年)	252	334	132.5%	252	224	88.9%	264	264	100.0%
②夜間対応型訪問介護	(人/年)									
③地域密着型通所介護	(回/年)	29,498	23,797	80.7%	30,497	24,657	80.9%	31,086	25,619	82.4%
	(人/年)	3,420	2,907	85.0%	3,540	2,979	84.2%	3,624	3,228	89.1%
④認知症対応型通所介護	(回/年)	1,097	1,120	102.1%	1,097	0	皆減	1,237	0	皆減
	(人/年)	108	110	101.9%	108	0	皆減	120	0	皆減
⑤小規模多機能型居宅介護	(人/年)	864	908	105.1%	1,236	948	76.7%	1,248	1,008	80.8%
⑥認知症対応型共同生活介護	(人/年)	3,324	3,184	95.8%	3,396	3,248	95.6%	3,660	3,336	91.1%
⑦地域密着型特定施設入居者生活介護	(人/年)	684	652	95.3%	708	676	95.5%	720	660	91.7%
⑧地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	(人/年)									
⑨看護小規模多機能型居宅介護	(人/年)	204	265	129.9%	276	293	106.2%	348	408	117.2%

③ 施設サービス

③介護医療院は、④介護療養型医療施設が令和5年度末で廃止になることに伴い、利用者が移行すると想定していましたが、他サービスである療養病床(医療保険適用)等への移行により、計画値を大きく下回る実績となりました。

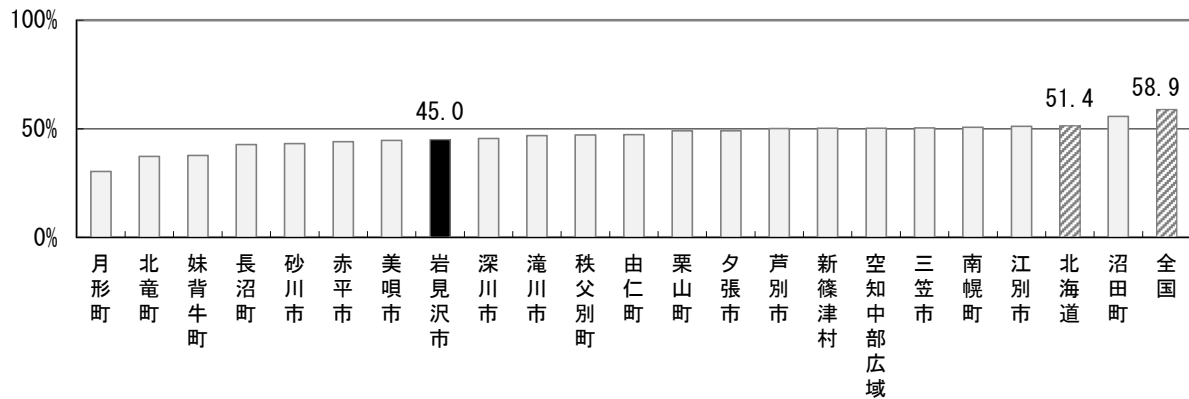
また、④介護療養型医療施設は、令和3年度までに利用者の移行が完了すると想定していましたが、移行が遅れたことにより、令和4年度・令和5年度も利用が発生しました。

サービス種別		2021 (R3) 年度			2022 (R4) 年度			2023 (R5) 年度 (見込)		
		計画値	実績値	実績/計画	計画値	実績値	実績/計画	計画値	実績値	実績/計画
①介護老人福祉施設	(人/年)	6,792	6,218	91.5%	6,792	6,216	91.5%	6,792	6,180	91.0%
②介護老人保健施設	(人/年)	4,704	4,671	99.3%	4,752	4,771	100.4%	4,752	4,668	98.2%
③介護医療院	(人/年)	48	74	154.2%	96	81	84.4%	120	72	60.0%
④介護療養型医療施設	(人/年)	12	47	391.7%	0	30	皆増	0	12	皆増

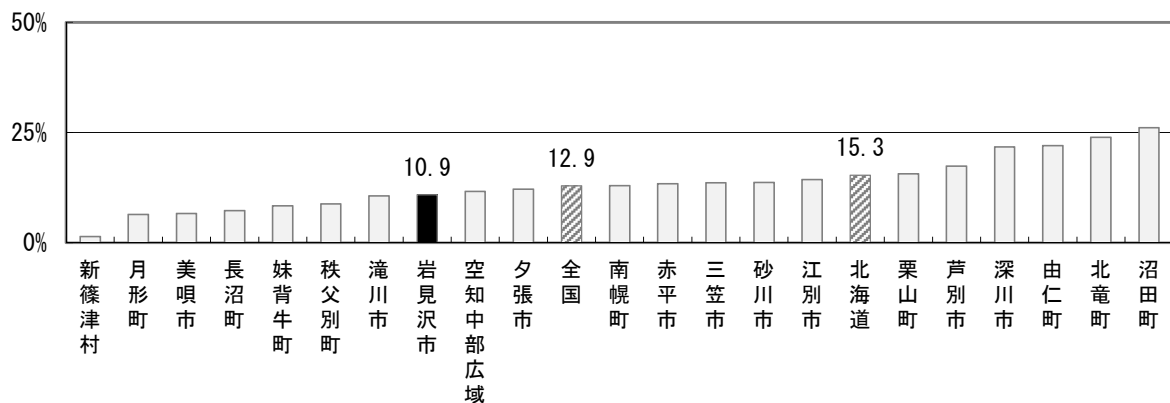
(3) 近隣保険者との給付状況の比較 (第1号被保険者)

令和5年2月サービス利用分をみると、本市の居宅サービス、地域密着型サービス、施設サービスの受給者率は近隣保険者の中では低い位置にあります。

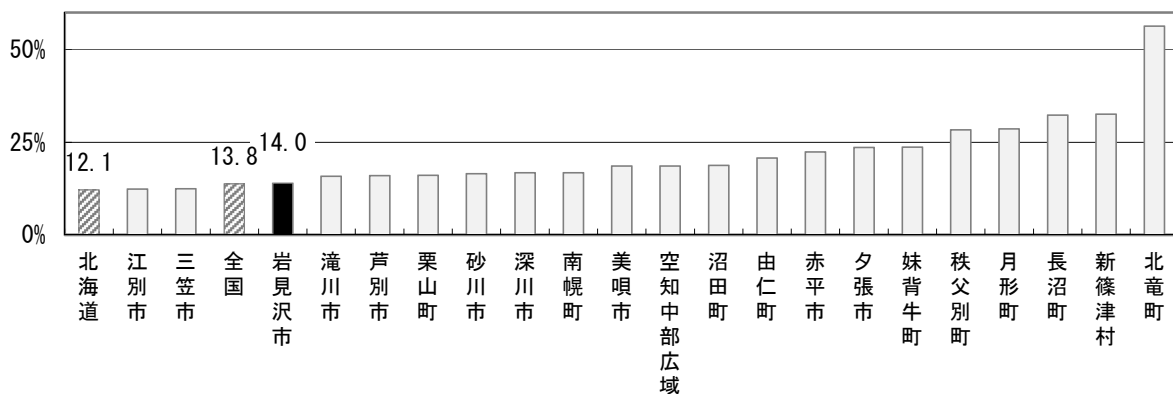
居宅サービスの受給者率



地域密着型サービスの受給者率



施設サービスの受給者率



※介護保険事業状況報告(令和5年2月サービス利用分)

2 地域支援事業

介護予防を目的とした事業を行うとともに、要介護状態になっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、地域包括ケアシステムの構築に向けて取組みを進めます。

(1) 介護予防・日常生活支援総合事業

要介護認定で要支援に認定された方及び基本チェックリスト該当者が利用できる介護予防・生活支援サービス事業と、65歳以上のすべての方が利用できる一般介護予防事業を行い、介護予防と日常生活の自立を支援します。

① 介護予防・生活支援サービス事業

要介護認定で要支援に認定された方及び基本チェックリスト該当者を対象に、「訪問型サービス」と「通所型サービス」、「介護予防ケアマネジメント」を実施し、活動的で生きがいのある生活を送ることができるよう支援します。

介護予防・生活支援サービス事業の実績

項目		2021 (R3) 年度	2022 (R4) 年度	2023 (R5) 年度
訪問型サービス (介護予防訪問事業：従前相当サービス)	延件数	4,936	4,493	4,450
	延日数	27,110	24,509	24,700
通所型 サービス	介護予防通所事業 (従前相当サービス)	延件数	11,012	10,590
		延日数	56,274	52,468
	通所型サービスA (基準緩和サービス)	延件数	24	7
		延日数	96	28
	通所型サービスC (短期集中サービス)	延件数	36	19
		延日数	105	50
介護予防ケアマネジメント	延件数	9,758	9,181	8,995

※令和5年度は見込み

② 一般介護予防事業

高齢者を年齢や心身の状況等によって分け隔てることなく、参加者や通いの場が継続的に拡大していくような地域づくりや介護予防を推進することを目的として、介護予防に関する知識を普及し、主体的な活動ができるよう支援します。

一般介護予防事業の実績

項目		2021 (R3) 年度	2022 (R4) 年度	2023 (R5) 年度
シルバー出前健康塾	回数	21	33	45
	延人数	361	579	770
脳イキキ度チェック	延人数	28	22	25
シニアのげんき体操教室	回数	30	50	49
	延人数	499	1,016	1,300
地域型介護予防活動支援	回数	69	66	118
	延人数	987	1,035	1,700

※令和5年度は見込み

(2) 包括的支援事業

【地域包括支援センターの運営】

高齢者が地域において自立した日常生活を営むことができるよう、高齢者や家族に対する総合的な相談や、高齢者に対する虐待の防止と早期発見・早期対応、また、権利擁護や支援困難ケースに関わるケアマネジャーへの助言など、専門職による総合的な相談、支援を実施します。

① 総合相談支援業務

高齢者やその家族、地域住民からの介護、医療、健康、福祉等のさまざまな相談窓口となり、適切なサービスや各種制度利用につなげるための支援を実施します。

総合相談支援業務の実績

項目	2021 (R3)年度	2022 (R4)年度	2023 (R5)年度
相談件数	3,262	3,654	3,700

※令和5年度は見込み

② 権利擁護業務

高齢者を虐待や消費者被害などから守り、安心して生活することができるよう、権利擁護に向けての必要な支援を実施します。

虐待・権利擁護業務の実績

項目	2021 (R3)年度	2022 (R4)年度	2023 (R5)年度
虐待・権利擁護対応実人数	40	38	47
虐待関係（疑念、複合件数）	26	20	31
成年後見関係	2	3	4
消費者被害関係	0	0	0
困難事例関係	9	13	8
その他	3	2	4

※令和5年度は見込み

虐待・権利擁護に関する会議等実績

項目		2021 (R3)年度	2022 (R4)年度	2023 (R5)年度
障がい者及び高齢者虐待防止ネットワーク会議	回数	1	1	1
高齢者虐待防止ネットワーク実務担当者会議	回数	1	1	1
介護事業所向け高齢者虐待防止研修会	回数	1	1	1
	参加数	68	29	70
権利擁護研修会	回数	1	1	1
	参加数	60	85	101

※令和5年度は見込み

③ 包括的・継続的マネジメント支援業務

地域における多職種相互の連携・協働により、高齢者が地域で安心して暮らし続けることができるよう、ケアマネジャーへの指導・助言、医療機関等の関係機関との調整やネットワークづくりを実施します。

包括的・継続的マネジメント支援業務の実績

(単位：件)

項目	2021 (R3)年度	2022 (R4)年度	2023 (R5)年度
関係機関等連携	441	414	468
ケアマネ相談・助言・指導等	50	53	22
合計	491	467	490

※令和5年度は見込み

【社会保障充実分】

① 在宅医療・介護連携推進事業

医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、在宅医療と介護を一体的に提供する体制の構築を目指します。医療・介護事業所等社会資源の把握、在宅医療・介護関係者の連携を支援するための相談窓口の設置、意見交換会の開催や市民への普及啓発等を実施します。

在宅医療・介護連携推進事業の実績

(単位：人)

項目	2021 (R3)年度	2022 (R4)年度	2023 (R5)年度
在宅医療・介護連携支援センター（相談窓口）	1か所	1か所	1か所
在宅医療・介護連携に係る研修及び検討会（年1回）	50	41	49
市民向け講演会（年1回）	-	82	80

※令和5年度は見込み

② 生活支援体制整備事業

生活支援コーディネーター等の配置により、担い手の養成や不足する地域資源の開発、そのネットワーク化など、生活支援サービスの提供体制の構築について、関係機関と連携しながら実施します。

③ 認知症総合支援事業

認知症初期集中支援チームの関与による早期診断・早期対応や、認知症地域支援推進員による相談対応等を行い、認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けることができる体制の構築を目指します。

ア 認知症初期集中支援推進事業

認知症サポート医と、医療・介護福祉の専門職で構成する認知症初期集中支援チームを地域包括支援センターに設置し、本人や家族、民生委員・児童委員、介護関係職員などからの相談を受け、チーム員が家庭訪問等を実施します。

適切な医療や介護サービス等に結びついていない在宅の認知症または認知症の疑いのある方及びその家族を訪問し、アセスメントや受診勧奨、家族サポートなど、一人ひとりの状況にあわせ、支援の方向性を検討し、本人や家族の自立した生活のサポートを集中的に実施します。

認知症初期集中支援推進事業の実績

項目	2021 (R3) 年度	2022 (R4) 年度	2023 (R5) 年度
認知症初期集中支援チーム数	1	1	1
訪問対象者数	6	7	8

※令和5年度は見込み

イ 認知症地域支援・ケア向上事業

認知症地域支援推進員を配置し、認知症の容態の変化に応じて、すべての期間を通じて必要な医療、介護及び生活支援サービスが連携する体制の構築と認知症ケアの向上を図るために会議を開催し、認知症ケアパスの作成・普及、認知症カフェの支援等を実施します。

認知症地域支援・ケア向上事業の実績

項目		2021 (R3) 年度	2022 (R4) 年度	2023 (R5) 年度
物忘れ相談会開催	(回)	8	4	5
認知症カフェ支援	(回)	12	13	30
認知症カフェ運営補助金交付数	(団体)	1	1	3

※令和5年度は見込み

ウ 認知症サポーター活動促進・地域づくり推進事業

認知症の人やその家族の支援ニーズと認知症サポーターを中心とした支援をつなぐ仕組み（チームオレンジ）を整備し、共生の地域づくりを推進します。

認知症サポーター活動の実績

項目		2021 (R3) 年度	2022 (R4) 年度	2023 (R5) 年度
本人ミーティング開催	(回)	2	12	12
ボランティア団体数	(団体)	-	-	1

※令和5年度は見込み

④ 地域ケア会議推進事業

地域包括支援センター等において、多職種協働による個別事例の検討等を行い、地域ネットワーク構築、ケアマネジメント支援、地域課題の把握等を推進し、その解決を図ります。

地域ケア会議推進事業の実績

(単位：回)

会議名	2021 (R3) 年度	2022 (R4) 年度	2023 (R5) 年度
地域ケア個別会議（事例検討会）	4	5	5
地域ケア個別会議（専門部会）	0	4	4
地域ケア個別ケース会議（処遇・自立支援型）	3	4	6

※令和5年度は見込み

(3) 任意事業

地域の高齢者が、住み慣れた地域で安心して自分らしい生活を継続していくことができるようにするため、介護保険事業の運営の安定化を図るとともに、介護や見守りが必要な高齢者や介護する人に対し、必要な支援を実施します。

① 介護給付等費用適正化事業

ア 要介護（要支援）認定の適正化

要介護（要支援）認定については、介護認定審査会委員及び認定調査員への研修や認定調査の検証を通じて、公平・公正性の確保を図ります。また、認定調査については、公平・公正性の確保の観点から、遠方の調査以外は市が直接実施します。

イ 介護給付費の適正化

持続可能な制度を維持するためには、利用者の自立支援に資する、真に必要なサービスを過不足なく提供することが重要です。

そのために、ケアプラン点検、住宅改修・福祉用具購入等のチェック、医療情報との突合・縦覧点検といった、介護給付の適正化に資する事業に取り組めます。

ケアプラン点検事業の実績

項目	2021 (R3) 年度	2022 (R4) 年度	2023 (R5) 年度
ケアプラン点検件数	24	24	24

※令和5年度は見込み

② 成年後見制度利用支援事業

高齢者の権利擁護のため、裁判所などの関係機関と連携し、市長申立てに係る事務手続きなどの成年後見制度利用支援を実施します。

今後、さらなる成年後見制度の充実を図るため、積極的に市民後見人の養成を推進するとともに、制度についての周知を図ります。

成年後見制度利用支援事業の実績

項目	2021 (R3) 年度	2022 (R4) 年度	2023 (R5) 年度
成年後見制度利用支援事業件数	4	7	12

※令和5年度は見込み

③ 住宅改修支援事業

ケアプラン未作成者や、介護サービスを利用していない要介護認定者の住宅改修に係る理由書作成について支援を実施し、制度の円滑な利用を促進します。

住宅改修支援事業の実績

項目		2021 (R3) 年度	2022 (R4) 年度	2023 (R5) 年度
住宅改修支援事業	実人数	24	18	25

※令和5年度は見込み

④ 認知症サポーター養成事業

認知症に関する正しい知識と理解を持ち、地域や職場で認知症の人や家族に対して、できる範囲で支援する「認知症サポーター」を養成し、地域全体で認知症に対する理解を深めるとともに、より学びを深めるための「ステップアップ講座」を実施し、認知症ボランティアや市民後見人の養成などにつながるよう努めます。

認知症サポーター養成事業の実績

項目		2021 (R3) 年度	2022 (R4) 年度	2023 (R5) 年度
認知症サポーター養成講座	開催数	14	13	21
	受講数	345	287	600
	サポーター数（延）	10,491	10,778	11,378
ステップアップ講座	受講者数（延）	24	35	30

※令和5年度は見込み

3 高齢者福祉サービス

(1) 養護老人ホーム

環境上の理由や経済的な理由により、居宅での生活が困難な高齢者の心身の健康保持及び生活の安定を目的とした施設で、老人福祉法による老人保護措置費により運営されています。なお、市内には養護老人ホームはありません。

(2) ケアハウス

虚弱で、自炊や入浴など、自宅での生活に不安があり、家庭環境等により家族の援助が得られない高齢者が対象で、自立生活を援助するための浴室や食堂等の必要な設備が整えられています。また、介護が必要になった場合は、入居したまま介護サービスを受けることができる施設です。

市内には、社会福祉法人により運営されている「ケアハウスいわみざわ」があります。

(3) 高齢者福祉センター

高齢者の社会参加、生きがいつくりや世代間交流を通じて、健康で明るい老後生活の形成を支援するため、各種相談や健康の増進、教養の向上及びレクリエーション事業などを総合的に提供することを目的とした施設です。

市内には、「ふれあい」と「えみる」の2つの施設があります。

4 第8期計画の進捗状況

進捗状況の凡例

- A：かなり実施できた B：ある程度実施できた
C：ほとんど実施できていない D：実施できていない

1 地域包括ケア体制の充実

関連施策	具体的取組み	進捗状況	現状（進捗状況の理由）
(1) 地域包括支援センターの機能強化	① 「基幹型センター」の配置	A	直営包括を R4.10月から「基幹型センター」として、個別支援から地域支援への体制整備を中心に行う業務に移行した。
	② 地域包括支援センターの機能強化を図るための取組み	B	在宅医療・介護連携推進事業、認知症総合支援、地域ケア会議推進事業を実施するため、センター間で連携し、機能強化を進める取組みを行っている。生活支援体制整備事業は進んでいない。
(2) 地域ケア体制の整備		B	地域ケア個別ケース会議（処遇検討会）は必要時、地域ケア個別会議のうち専門部会は年1回～2回程度、自立支援型は R4 年度より年2回実施している。 地域ケア推進会議（全体会）は実施できていない。
(3) 地域共生社会の実現		C	関係課との情報共有に留まり、具体的な施策の実行には至らなかったが、地域共生社会の実現に向けた地域づくり、包括的な支援体制の整備、複合・複雑化した支援ニーズに対応する重層的な支援体制の構築等を目的とした「岩見沢市地域共生社会推進協議会」を設置し、本計画の策定に取り組んだ。 共生型サービス事業所の指定はなし。

2 在宅医療・介護連携の推進

関連施策・具体的取組み	進捗状況	現状（進捗状況の理由）
(1) 地域の医療・介護の資源の把握	A	介護保険サービス事業所ガイドブック及び医療機関ガイドブックを作成し、関係機関に周知及び市ホームページへ掲載している。 医療介護の関係機関と研修及び検討会を開催し、現状を把握するとともにそれぞれの役割について理解を深めた。

関連施策・具体的取組み	進捗状況	現状（進捗状況の理由）
(2) 在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討	B	医療介護の関係機関と研修及び検討会を開催し、地域の課題抽出を行っているが、対応策の検討までは至っていない。
(3) 在宅医療・介護連携に関する相談支援	A	岩見沢市在宅医療・介護連携支援センターを地域包括支援センターほろむい内に設置し、在宅医療・介護連携に関する相談等業務を行っている。
(4) 地域住民への普及啓発	A	在宅での看取りをテーマにした講演会を年1回実施し、本人の意思決定を基本としたうえで、人生の最終段階における医療・ケアを進めることの重要性について地域住民へ普及啓発している。

3 認知症施策の推進

関連施策・具体的取組み	進捗状況	現状（進捗状況の理由）
(1) 認知症初期集中支援チーム運営活用の推進	A	直営包括に1チーム設置し、チーム員会議、検討委員会の実施や周知もを行っている。
(2) 認知症地域支援推進員の活動推進	B	認知症地域支援推進員を各包括に配置し、認知症の人や家族を支援している。 認知症カフェ運営支援、物忘れ相談会、認知症ケアパスの見直し等を行っているが、認知症カフェの増設が進んでいない。 【認知症カフェ支援回数】 R3:1か所/12回、R4:2か所/13回、R5見込:3か所/30回 【物忘れ相談会】 R3:8か所、R4:4か所、R5見込:5か所
(3) 認知症ケアパスの活用	A	認知症サポーター養成講座や健康教育、個別相談で利用し、関係機関にも配布している。 R5年度内容を一部改正している。
(4) 認知症サポーターの養成と活用	A	認知症の理解や対応方法を学ぶ認知症サポーター養成講座やサポーター対象のステップアップ講座を開催し、チームオレンジ等のボランティアを育成している。 【認知症サポーター養成講座】 R3:14回 345人、R4:13回 287人、R5見込:21回 600人 【ステップアップ講座】 R3:延 24人、R4:延 35人、R5見込:延 30人

関連施策・具体的取組み	進捗状況	現状（進捗状況の理由）
(5) 認知症高齢者とその家族に対する支援	B	<p>認知症の人や家族が集い、相談できる場である認知症カフェの設置を増やすため、認知症カフェ運営補助金を交付している。また、認知症の早期発見となる脳イキキ度チェックや相談先である地域包括支援センターの周知、認知症高齢者等 SOS ネットワークの事前登録の周知を行っている。</p> <p>【認知症カフェ運営補助金助成】 R3:1 か所、R4:1 か所、R5 見込:3 か所</p> <p>【SOS ネットワーク事前登録者数】 R4:19 人</p> <p>【脳イキキ度チェック】 R3:28 人、R4:22 人、R5 見込:25 人</p>

4 地域における生活支援の推進

関連施策・具体的取組み		進捗状況	現状（進捗状況の理由）
(1) 見守り体制の構築	緊急通報サービス	A	<p>緊急通報装置の貸与は、R1 より民間事業者が提供する緊急通報サービスの利用料の一部を助成する事業に転換し、継続して高齢者の緊急時の対応に努めている。</p> <p>【助成実績】 R2:3 末 140 人 R3:3 末 137 人 R4:3 末 139 人</p>
	豪雪パトロール	A	<p>降雪時等、冬期に支援が必要な方への弱者等調査支援活動（豪雪パトロール）を行い、支援が必要な方に除雪等を行っている。</p> <p>【支援実績】 R2:158 世帯 R3:17 世帯 R4:6 世帯</p>
	見守りに関する協定	A	<p>地域見守り活動に関する協定を 11 団体と締結し、高齢者等の異変の際の通報体制を整備した。</p>
(2) 冬期間における生活の支援	高齢者・障がい者の冬のくらし支援事業	A	<p>岩見沢市社会福祉協議会と連携し、地域（町会等）の除雪ボランティア活動を支援するとともに、屋根の雪下ろしや間口除雪等を自力で行うことが困難な高齢者世帯等に対し、登録事業者が実施した除雪費用の一部を助成している。</p> <p>【助成実績】 R2:雪下ろし 399 件、間口 323 件、定期排雪 37 件 R3:雪下ろし 358 件、間口 405 件、定期排雪 56 件 R4:雪下ろし 299 件、間口 461 件、定期排雪 59 件</p>

5 高齢者の権利擁護と虐待防止の推進

関連施策	具体的取組み	進捗状況	現状（進捗状況の理由）
(1) 権利擁護の推進	① 成年後見制度利用支援事業	A	<p>関係機関と連携し、成年後見等開始に係る調査や必要な審判の請求、費用の助成等を実施している。</p> <p>【助成実績】 R2:2件、R3:4件、R4:7件</p>
	② 市民後見推進事業	A	<p>成年後見支援センターを運営し、成年後見制度の普及や市民後見人の育成を図っている。市民後見人は、同じ地域で生活し、本人の意向や気持ちに寄り添いながら地域の実情に合わせた支援が期待でき、今後ますます重要になることから、担い手の確保や育成の強化に努めている。</p> <p>○本市における成年後見人等選任状況（R4.12.31現在）</p> <p>【後見人118件】親族以外96（弁護士等90、法人後見人6）親族22件</p> <p>【保佐人52件】親族以外47（弁護士等37、法人後見人10）親族5</p> <p>【補助人10件】親族以外9（弁護士等7、法人後見人9）親族1</p> <p>【合計180件】親族以外152（弁護士等134、法人後見人18）親族28【市民後見人養成講座（基礎編）】</p> <p>受講終了者累計：141人（R5.3.31現在）</p> <p>【市民後見人養成講座（フォローアップ編）】</p> <p>受講終了者累計：82人（R5.3.31現在）</p> <p>【法人後見支援員】</p> <p>登録者数：42人（R5.3.31現在）</p> <p>法人後見支援員選任者数：24人（R5.3.31現在）</p> <p>成年後見支援センターでの後見等相談対応、地域包括支援センターでの虐待等の対応を行い高齢者の権利擁護に努めている。</p> <p>【成年後見支援センター新規相談件数】 R2:86件、R3:121件、R4:123件</p>
	③ 生活困難な高齢者に対する支援	A	<p>社会福祉協議会と連携し、制度の周知を図り、利用を促進している。</p> <p>【日常生活自立支援事業：社会福祉協議会】 利用契約件数、R2:17件、R3:23件、R4:23件</p>

関連施策	具体的取組み	進捗状況	現状（進捗状況の理由）
	④ 消費者被害防止の啓発	B	防犯や消費者問題に関する出前講座を年間20回程度開催し、防犯対策の強化を図っている。 【出前講座】 R4：防犯2件、消費者1件 【消費者センター相談実績】 R2:365件（うち60歳代以上:186件、51.0%） R3:278件（うち60歳代以上:134件、48.2%） R4:298件（うち60歳代以上:137件、46.0%）
(2) 虐待防止の推進	① 啓発の推進	A	関係機関対象に、高齢者虐待防止研修会を年1回、高齢者虐待防止ネットワーク会議を年2回開催している。また、団体から包括業務の講話依頼があれば周知している。
	② 高齢者虐待防止ネットワークの活用	A	虐待疑いの通報にネットワーク等を活用し、高齢者や家族に対応している。 R3:実26件、R4:実15件
	③ 高齢者虐待防止対応マニュアルの活用	A	研修会、ネットワーク会議にて高齢者虐待予防リーフレットを配布し、高齢者虐待対応の共通認識を深めている。

6 高齢者の住まいの支援

関連施策・具体的取組み	進捗状況	現状（進捗状況の理由）
(1) 高齢者の住まいに関する情報提供、相談体制の充実	B	市内のサービス付き高齢者向け住宅及び有料老人ホーム一覧表を作成し、相談者に対し情報提供を行っている。 住まいに関する不安を抱えた高齢者が身近に相談できるような体制の整備には至っていない。 【サービス付き高齢者向け住宅：9施設（R5.3.31現在）】 【有料老人ホーム（介護無・有）：10施設（R5.3.31現在）】
(2) 在宅高齢者の支援	A	【住宅改修】 R3:402件、R4:507件 【福祉用具購入】 R3:363件、R4:422件
(3) 多様な住まいの確保	A	計画期間中の整備状況 【グループホーム：1施設（18床）】 【特定施設入居者生活介護：1施設（10床）】 【サービス付き高齢者向け住宅：1施設（48床）】

関連施策・具体的取組み	進捗状況	現状（進捗状況の理由）
(4) 安心して暮らせる住まいづくり	A	【計画期間中の整備状況】 R4～R8 6条中央団地 2棟50戸 公営住宅の建て替え等においては、災害に強い構造にするとともに、ユニバーサルデザインの視点に立って整備を進めている。

7 健康づくりの推進

関連施策	具体的取組み	進捗状況	現状（進捗状況の理由）
(1) 保健事業の推進	① 運動・栄養 （生活習慣病予防教室、介護予防教室、健康体操推進事業、フードデイ）	A	取組みは進めているが、新型コロナウイルス感染拡大による人数制限等の影響を受けており、各種健康教室参加数は伸び悩んでいる。 【生活習慣病予防教室】 R3:1回11人、R4:1回8人、R5見込:1回5人 【介護予防教室(シニアのげんき体操教室)】 R3:30回499人、R4:50回1,016人、R5見込:49回1,300人 【健康体操推進事業(市主催講座のみ実施)】 R3:3回21人、R4:29回1,980人、R5見込:22回1,855人 【フードデイ】R3:中止0回、R4:6回57人、R5見込:8回80人
	② こころの健康 （自殺予防対策事業、健康相談）	A	健診受診者に対しストレス度チェックリストを配布、高得点で希望する者に対し保健師が支援を行っている。 【うつスクリーニング数】 R3:3,422人、R4:3,529人、R5見込:4,431人 【支援数】 R3:13人、R4:8人、R5見込:10人
	③ 歯・口腔の健康 （歯科健診、歯科健康相談）	B	取組みは勧めているが、歯科健診の受診者が少ない。 【歯科健診】 R3:61人、R4:51人、R5見込:120人 【歯科健康相談】 R3:165人、R4:125人、R5見込:150人
	④ 各種健康診査の実施	A	新型コロナウイルス感染症の拡大ピーク時は受診控えの傾向がみられたが、徐々に回復しつつある。 【健康診査】 R2:505人、R3:730人 【がん検診】 R2:8,821人、R3:9,774人

関連施策	具体的取組み	進捗状況	現状（進捗状況の理由）
	⑤ 健康ポイント事業の推進	A	<p>【健康ポイント参加者】</p> <p>R2:17,093人、R3:17,455人</p> <p>60歳以上は全体の約73%</p> <p>毎年参加者は増加。健康的な生活の定着に繋がっている。</p>

8 自立支援・重度化防止の推進

関連施策・具体的取組み	進捗状況	現状（進捗状況の理由）
(1) 介護予防の推進	B	<p>R3年度に通所型サービスAの創設及び通所型サービスC「栄養改善サポート」「お口いきいき教室」を追加した。生活支援サービスの提供体制はできていない。</p> <p>R3:訪問型（現行）4,936件、通所型（現行）10,988件(A型)24件(C型)36件</p> <p>R4:訪問型（現行）4,493件、通所型（現行）10,583件(A型)7件(C型)19件</p> <p>R5見込:訪問型（現行）4,450件、通所型（現行）10,800件(A型)4件(C型)36件</p> <p>一般高齢者が自ら健康を保持できるよう健康教室などを開催している。</p> <p>【シルバー出前健康塾】</p> <p>R3:21回361人、R4:33回579人、R5見込:45回770人</p>
(2) 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施	A	<p>通いの場等を活用しながら、高齢者へ健康教育や健康相談を行った。</p> <p>【通いの場での講話等】</p> <p>R3:57回962人、R4:34回544人、R5見込:32回640人</p> <p>【介護予防教室での講話等】</p> <p>R3:5回63人、R4:23回476人、R5見込:10回200人</p>
(3) 「通いの場」への支援	B	<p>住民主体の通いの場の立ち上げや継続的な開催を支援している。</p> <p>【通いの場の支援】</p> <p>R3:11か所、R4:14か所、R5見込:20か所</p>
(4) 要介護者等に対するリハビリテーション提供体制	B	<p>通所リハビリテーションやリハビリ特化型デイサービスに余裕があり、要支援者には対応できている。R4より通いの場と自立支援型地域ケア個別会議にリハ職が指導や評価に介入するようになった。</p> <p>【地域リハビリテーション活動】</p> <p>R4年度開始8か所、R5見込:20か所</p>

関連施策・具体的取組み	進捗状況	現状（進捗状況の理由）
		【自立支援型地域ケア個別会議】 R4:2回、R5見込:2回
(5) 地域で目指すべき方向性の共有	B	自立支援・重度化防止等に資するケアマネジメントに関する基本方針を定めた。自立支援型地域ケア個別会議を開催し、心身の機能を維持するよう生活指導や介護保険サービス以外の通いの場等の情報提供も行っているが、現状はつながっていない。
(6) 地域ケア会議の活用	A	自立支援型の地域ケア個別会議はR4年度より実施している。 【実績】 R4:2回、R5見込:2回

9 社会参加・生きがいの推進

関連施策・具体的取組み	進捗状況	現状（進捗状況の理由）
(1) 多様な活動の支援 (老人クラブ活動運営事業、敬老事業)	A	老人クラブが所属する地区協議会が自ら企画・実施する健康づくりや親睦・交流を行う「まもる・つくる・つなぐ事業」や地域の担い手育成を目的としたパソコン研修などを行う「ひとづくり研修事業」等の実施により高齢者の生きがいや健康づくりの場を広げている。 【まもる・つくる・つなぐ事業】 R2:170人 R3:154人 R4:191人 【ひとづくり事業】 R2:323人 R3:362人 R4:481人 老人クラブ活動や敬老会をはじめとする各種高齢者事業への支援により高齢者の社会参加を促進している。 【敬老会参加実績】 R2:3,218人 R3:3,445人 R4:3,604人
(2) 交流の場の支援	B	高齢者福祉センターふれあいにおいて、茶道、陶芸、太鼓など、趣味と教養部会の活動を支援するとともに、地域の町内会館等を通いの場の拠点とし、介護予防体操や脳いきいきサロンを実施している。 【趣味と教養部会】 R4末:21部会 364人 ◎新規:ゆるゆるストレッチ(14人) ◎新規:パソコン同好会(11人) R3末:19部会 347人、R2末:20部会 493人 R1末:22部会 598人、H30末:22部会 555人

関連施策・具体的取組み	進捗状況	現状（進捗状況の理由）
(3) 就労支援	B	高齢者の豊富な経験や技術を生かした就業機会の確保と社会参加の拡充を図るため、岩見沢市シルバー人材センターへの支援を行った。
(4) 高齢者の長寿を祝福 （長寿祝金事業）	A	数え 99 歳（白寿）の方へ祝金と祝状を贈呈し、長寿を祝福している。 【実績】 R2:76 人 R3:69 人 R4:82 人

10 持続可能な介護保険事業運営の確保に向けた施策の推進

関連施策	具体的取組み	進捗状況	現状（進捗状況の理由）
(1) 介護サービス提供基盤の充実	① 在宅サービスの充実	A	地域密着型サービスの整備状況 【小規模多機能型居宅介護】 R4:1 事業所開設
	② 施設サービスの充実	A	介護保険施設を適切に運営できるよう指導・助言を行った。
(2) 介護サービスの質の向上と業務の効率化	① ケアマネジメントの充実	A	全ての地域包括支援センターが主任介護支援専門員を配置し、介護支援専門員の相談・支援体制を構築している。 関係機関が実施する研修について情報提供を行うなど、介護支援専門員が的確にケアマネジメントを行うための専門知識について支援した。
	② 地域包括支援センターによる居宅介護支援事業者への支援 （介護支援専門員に対する研修）	A	高齢者虐待防止研修会や権利擁護研修会、事例検討会などを毎年1ずつ開催し、研修機会の提供ができた。
	③ 事業者の指定及び指導・監督等 （サービス事業者の指導・監査、運営推進会議への出席）	A	【運営指導件数】 R3:10 か所 R4:15 か所 【運営推進会議出席回数】 R3:164 回 R4:166 回
	④ サービス評価の推進	A	グループホーム、小規模多機能型居宅介護等の地域密着型サービス事業所に対して外部評価の適切な実施を指導（2年に一回の自己評価の承認）
	⑤ 業務効率化の推進	A	指定申請・更新に係る書類の簡素化（押印廃止・電子媒体での提出等）を進め、事業所の業務負担の軽減を図った。

関連施策	具体的取組み	進捗状況	現状（進捗状況の理由）
(3) 利用者・介護者への支援	① 制度理解のための支援	A	介護保険ガイドブックの配布や市広報紙、ホームページを活用し、サービス利用方法やサービスの種類、保険料などの情報を提供した。 【市職員による講話】 R3:2回 R4:4回 【地域包括支援センターによる講話】 R3:6回 R4:6回
	② 低所得者に対する支援 （公費投入による乗率の変更について）	A	【低所得者保険料軽減負担金】 別枠で公費を投入し、低所得者に対する保険料軽減を実施 ◎基準額に対する割合 第1段階 0.5→0.3 第2段階 0.75→0.5 第3段階 0.75→0.7
	（介護保険料の軽減策について）	A	【保険料の減免】 保険料第3段階で一定の要件に該当する方を対象に保険料を減免 R3:4件 R4:3件
	（介護保険利用者の軽減策について）	A	【訪問介護サービス利用者負担軽減制度】 R3:626名 R4:625名 【社会福祉法人による利用者負担軽減制度】 R3:72名 R4:55名
	③ 事業者情報の提供	A	要介護認定を受けた方に送付する認定通知に市内事業者一覧表を同封している。 地域包括支援センターにより、2年に一度「岩見沢市介護保険サービス事業所ガイドブック」を作成、ホームページで公表している。
	④ 相談・苦情処理体制の充実	A	地域包括支援センターにおいて、3職種連携により、各種相談援助や虐待など専門的な相談に対応している。 市においても「介護保険相談窓口（介護保険110番）」を設置し相談・苦情処理に対応、必要に応じ、事業者への調査等を行っている。
(4) 介護人材の確保と育成		C	事業所に対して外国人介護人材の受入事業の紹介など、介護人材確保に係る情報提供及び、キャリアアップ講座等の人材育成に係る情報提供を行ったが、人材確保に資する取組みは実施できなかった。

関連施策	具体的取組み	進捗状況	現状（進捗状況の理由）
(5) 介護給付の適正化	① 要介護（要支援）認定の適正な実施	A	認定調査について、遠方等の理由以外の調査は市が直接実施、直接調査できない場合は、有資格の事業所等に委託して実施できている。 要介護認定の適正な実施を図るため研修等を受講している。 【要介護認定審査会委員現任研修】 R3:1名、R4:3名 【認定調査員現任研修】 R3:0名、R4:10名 ※いずれも振興局主催の研修会に参加（オンライン）
	② ケアプランの点検	A	【ケアプラン点検（点検・研修会）】 R3:24件、R4:24件
	③ 住宅改修の点検	B	施工前の事前協議により全件実施しているが、現地調査による施工状況の確認は実施できていない。
	④ 介護給付費の適正化	B	縦覧点検・医療情報との突合 北海道国民健康保険団体連合会に委託し、毎月実施している。
(6) 感染症予防対策の推進		A	「通いの場」をはじめとした各事業について、国の指針に基づき、規模の縮小や実施方法の変更など感染症予防対策を講じて実施している。
(7) サービス提供基盤の整備目標	① 施設・居住系サービスの整備目標	A	施設・居住系サービスの整備状況 【施設サービス】 介護老人福祉施設 R3:1施設5床増床 【居住系サービス】 特定施設入居者生活介護 R3:1施設10床増床 【認知症対応型共同生活介護】 R4:1施設(18床)開設
	② 地域密着型サービスの整備目標	A	地域密着型の在宅サービスの整備状況 【小規模多機能型居宅介護】 R4:1事業所（定員29名）開設

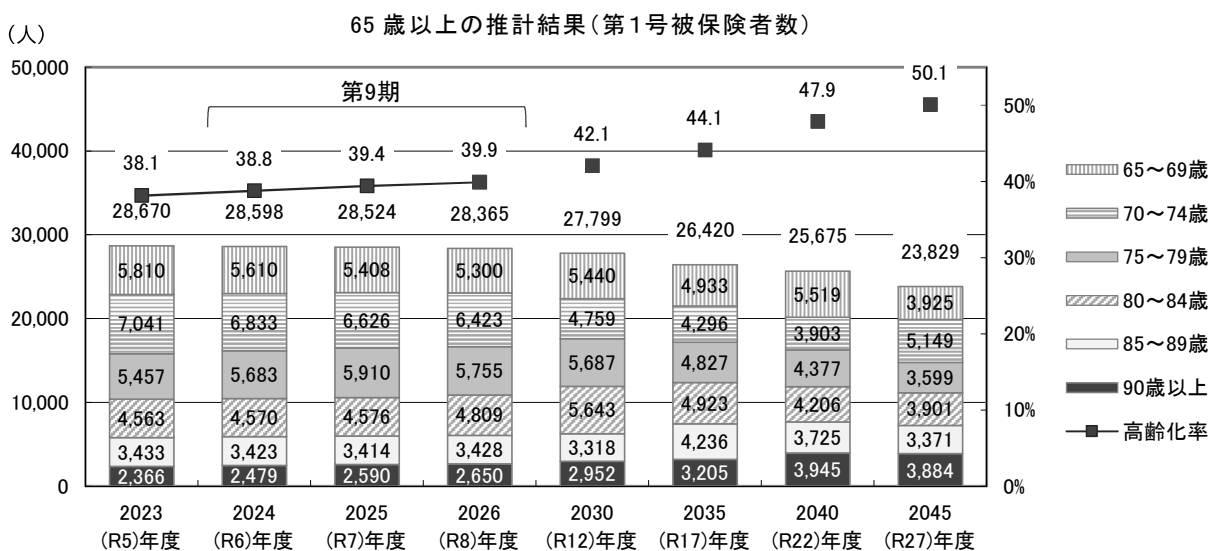
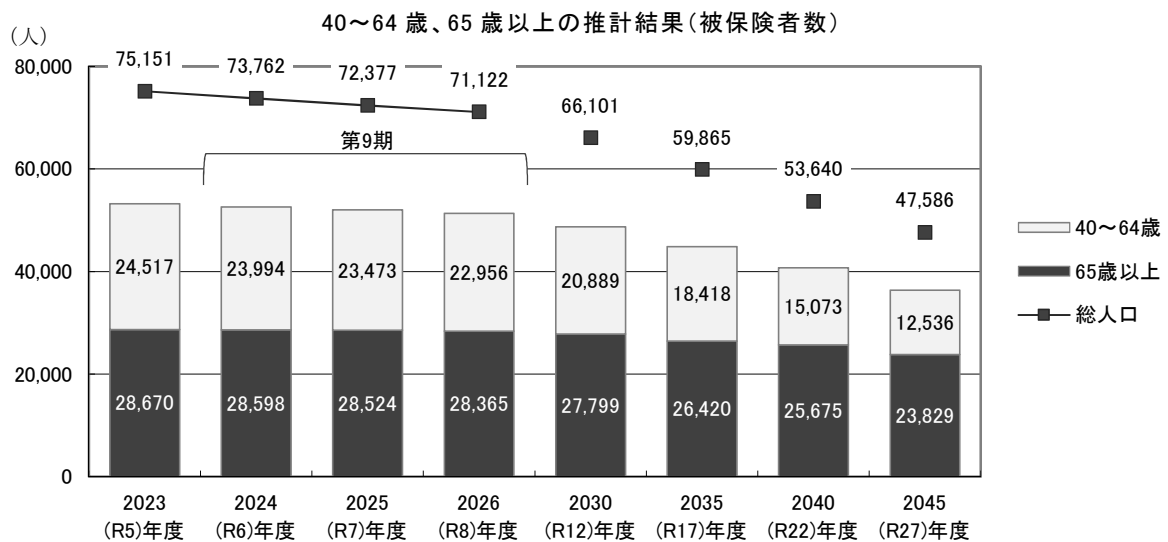
第4章 計画推進のための基本的事項

1 計画対象者の推計結果

(1) 40～64歳、65歳以上人口

国立社会保障・人口問題研究所による推計結果「日本の地域別将来推計人口（平成30（2018）年推計）」（補正值）によると、第9期の最終年度（令和8年度）には40～64歳（第2号被保険者）は22,956人に、65歳以上（第1号被保険者）は28,365人になると推計されています。

65歳以上人口をみると今後は微減傾向に転じますが、総人口が減少していくことから高齢化率は令和8年度には39.9%、令和12年度には42.1%、令和22年度には47.9%に達することが予想されています。

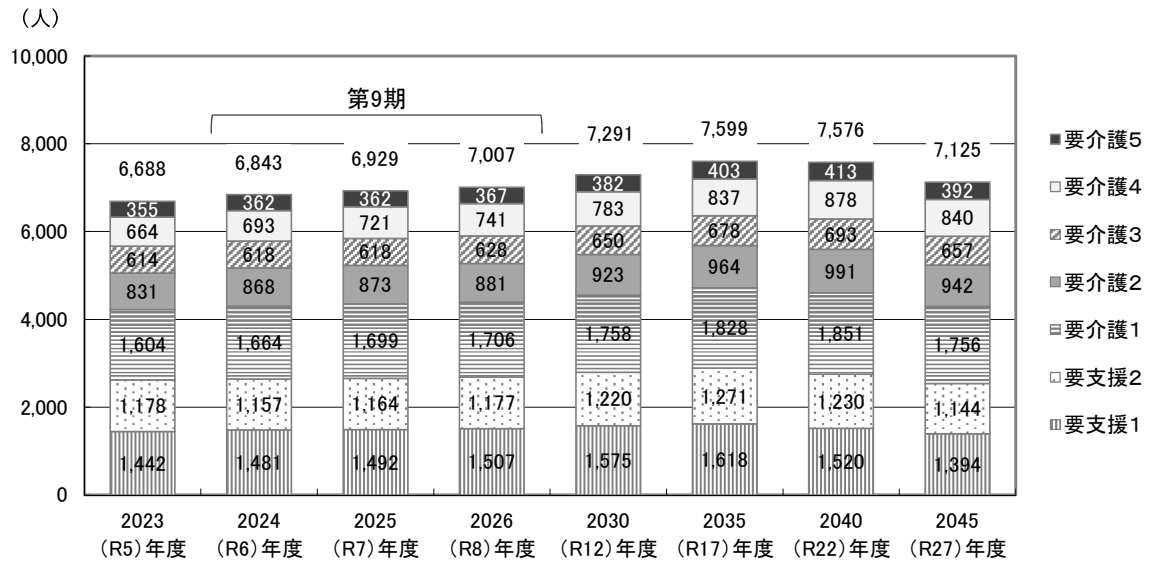


※国立社会保障・人口問題研究所
「日本の地域別将来推計人口（平成30（2018）年推計）」（補正值）見える化システムより

(2) 要介護等認定者数

これまでの実績をもとに算出した要介護等認定者数は、今後もしばらくは増加傾向が続き、第9期の令和6年度には6,843人、令和7年度は6,929人、令和8年度には7,007人になることが推計されています。

要介護等認定者数の推計結果



2 基本理念と基本方針

高齢化が一層進展する中で、高齢者の地域での生活を支える「地域包括ケアシステム」は、すべての人が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合う地域共生社会（高齢者介護、障害福祉、児童福祉、生活困窮者支援などの制度・分野の枠や、「支える側」と「支えられる側」という従来の関係を超えて、人と人、人と社会がつながり、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていくことのできる包摂的な社会）の実現に向けた中核的な基盤として推進していく必要があります。

地域共生社会の実現に向けて、地域住民と行政などが協働し、公的な体制による支援とあいまって、地域や個人が抱える生活課題を解決していくことができるよう、「我が事・丸ごと」の包括的な支援体制を推進するために、地域包括ケアシステムの基盤を活かした取組みを進めることが重要です。

これらを踏まえ、上位計画である「岩見沢市地域福祉計画」の理念に基づき、団塊の世代が75歳を迎える2025（令和7）年や団塊ジュニア世代が65歳以上となる2040（令和22）年など、中長期的な課題に対して基本方針を掲げるとともに、その実現のため重点的に取り組むべき課題を設定します。

基本理念

人もまちも元気で健康に

～だれもが、助け合い、支え合いながら、
明るく元気に暮らせる共生社会を実現します～

基本方針

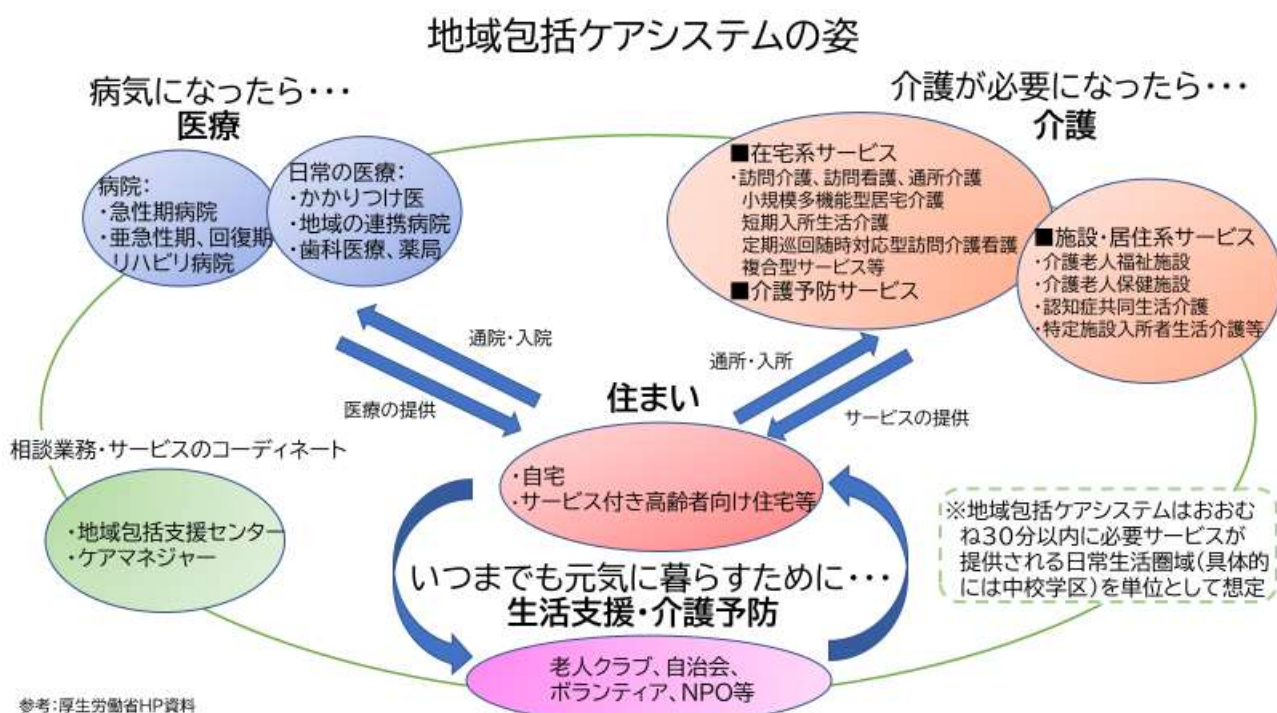
住み慣れた地域で共に支え合い、生きがいを持って 安心して暮らせるまちづくり

3 中長期的な課題

(1) 地域包括ケアシステムの深化・推進と地域共生社会の実現

高齢者の自立と尊厳を支えるケアを実現するため、介護給付等対象サービスの充実を図るとともに、在宅医療・介護連携の推進、認知症施策や生活支援サービスの充実等地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた方策に取り組みます。

また、地域包括ケアシステムの基盤を活かし、地域の自主性や主体性にに基づき、介護予防や地域づくり等に一体的に取り組むことで、地域の実情に応じて取組みをデザインする、いわば「地域デザイン機能」を強化し、地域共生社会の実現を図っていきます。



(2) 介護保険制度の持続可能性の確保

中長期的な介護ニーズ等を見据え、高齢者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう支援することや、要介護状態等となることの予防、要介護状態等の軽減・悪化の防止を図ること、負担能力に応じた適正な保険料の賦課等、質が高く必要なサービスの提供に努めます。

また、財源と人材をより重点的・効率的に活用するため、地域のニーズや資源の把握、関係者のネットワーク化、担い手の養成、資源の創出等を通じ、介護給付等対象サービス及び地域支援事業等の公的なサービスのほか、民間企業、ボランティア、社会福祉法人等の生活支援・介護予防サービスを担う事業主体等の支援、協働体制の充実・強化を図ります。

4 計画の基本目標

本計画では、次の3つの基本目標を掲げます。

基本目標 1

住み慣れた地域での
安全・安心な
継続した生活の実現

- 地域包括ケアシステムを推進するとともに、あらゆる世代の方々が、それぞれの地域でお互いに関わりをもって生きるという地域共生社会の実現を目指し、高齢者等を見守ることができる地域づくりを進めます。
- 認知症高齢者が尊厳を保ちながら、穏やかな生活を送ることができ、家族も安心して社会生活が営めるよう、市民が広く認知症について理解し、地域全体で認知症高齢者の生活を支える取組みを推進します。

基本目標 2

健康で生きがいになり、
活躍できる
地域社会の実現

- 介護予防や健康づくりに取り組むとともに、すべての高齢者がいきいきと暮らすことのできる、明るく活力に満ちた高齢社会を築く取組みを推進します。
- 高齢者の社会参加等を進め、心身の健康を維持するとともに世代を超えて地域住民が共に支え合う地域づくりに努めます。

基本目標 3

介護保険制度の
円滑な運営

- 介護サービスを必要とする方が、公平な負担のもと、質の高いサービスが受けられるよう、基盤整備を促進するとともに、介護サービスの質的向上を目指します。
- 高齢者のニーズに対応した多様なサービス等を実施し、地域住民の主体的な参画を促進します。

5 施策の体系

基本目標1 住み慣れた地域での安全・安心な継続した生活の実現

(1) 地域包括ケアシステムの充実

- 地域包括支援センターの機能強化
- 地域ケア体制の整備
- 地域共生社会の実現

(2) 在宅医療・介護連携の推進

- 地域の医療・介護の資源の把握
- 在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討
- 在宅医療・介護連携に関する相談支援
- 地域住民への普及啓発

(3) 認知症施策の推進

- 認知症基本法について
- 認知症初期集中支援チームの運営、活用の推進
- 認知症地域支援推進員の活動推進
- 認知症サポーターの養成と活用
- 認知症高齢者とその家族に対する支援

(4) 地域における生活支援の推進

- 見守り体制の構築
- 日常生活自立支援の充実
- 冬期間における生活の支援

(5) 高齢者の権利擁護と虐待防止の推進

- 権利擁護の推進
- 虐待防止の推進

(6) 高齢者の住まいの支援

- 高齢者の住まいに関する情報提供、相談体制の充実
- 在宅高齢者の支援
- 多様な住まいの確保
- 安心して暮らせる住まいづくり

基本目標2 健康で生きがいに満ち、活躍できる地域社会の実現

(7) 健康づくりの推進

- 保健事業の推進

(8) 自立支援・重度化防止の推進

- 要支援者等の介護予防サービス
- 高齢者の介護予防事業
- 「通いの場」への支援
- 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施
- 地域ケア会議の活用

(9) 社会参加・生きがいづくりの推進

- 多様な活動の支援
- 交流の場の支援
- 就労支援

基本目標3 介護保険制度の円滑な運営

(10) 持続可能な介護保険事業運営の確保に向けた施策の推進

- 介護サービス提供基盤の充実
- 介護サービスの質の向上と業務の効率化
- 利用者・介護者への支援
- 介護人材の確保と育成
- 介護給付の適正化
- 感染症予防対策の推進
- サービス基盤の整備目標

第5章 計画推進のための具体的な取組み

1 地域包括ケアシステムの充実

(1) 地域包括支援センターの機能強化

地域包括支援センターは、高齢者の心身の健康維持、保健・福祉の向上、生活の安定のために必要な援助、支援を包括的に行っています。

本市では、市直営で各センター間の総合調整、助言・指導等を行う基幹型地域包括支援センターが1か所、日常生活圏域を担当エリアとして活動している委託による地域包括支援センターが4か所あります。

センターの適切な運営、公正や中立性の確保等のために、「地域包括支援センター運営協議会」を設置し、医師会、歯科医師会、薬剤師会、民生委員・児童委員、介護サービス等関係事業者、介護保険の被保険者、学識経験者等の構成員の意見を運営に反映しています。

①基幹型センターの役割	市直営による基幹型地域包括支援センターは、下記の取組みを実施していきます。 センター間の総合調整のほか、在宅医療・介護の連携強化、認知症施策の推進、複合課題や困難な相談への対応、地域ケア会議等の後方支援を行います。
②地域包括支援センターの機能強化を図るための取組み	
在宅医療・介護連携	地域の医療・介護情報を一覧にまとめ市ホームページに掲載、関係者との研修会の開催、情報共有支援、相談窓口の設置、市民向け講演会の開催等を行います。
認知症総合支援	認知症地域支援推進員と連携し、認知症初期集中支援チームが訪問対象者への支援を行います。認知症地域支援推進員とともに認知症ケアパス作成、認知症カフェ支援、もの忘れ相談会の開催など、認知症の本人・家族の相談支援、暮らしやすい地域づくりを行います。 チームオレンジ等でボランティアとして活動する方を育成するため、ステップアップ講座を開催します。

生活支援コーディネーター	生活支援体制整備事業の協議体を設置し、生活支援コーディネーターと地域の困りごとを解決するサービスや仕組みを構築します。
地域ケア会議	介護予防ケアマネジメントの精度を高める事例検討会や、地域課題発見及び自立支援、困難事例を解決する地域ケア個別ケース会議を開催します。
介護予防の推進	要介護状態等となることの予防、要介護状態等の軽減若しくは悪化防止を推進します。

総合相談支援業務の見込量

項目	2024 (R6) 年度	2025 (R7) 年度	2026 (R8) 年度
相談件数	3,750	3,800	3,850

虐待・権利擁護業務の見込量

項目	2024 (R6) 年度	2025 (R7) 年度	2026 (R8) 年度
虐待・権利擁護対応実人数	48	48	48

包括的・継続的マネジメント支援業務の見込量

(単位：件)

項目	2024 (R6) 年度	2025 (R7) 年度	2026 (R8) 年度
関係機関等連携	470	470	470
ケアマネ相談・助言・指導等	50	50	50
合計	520	520	520

(2) 地域ケア体制の整備

住み慣れた地域で生活していくために、地域での見守りやサポートなどの地域ケア体制の構築が重要となっています。

地域の課題の解決に向け、地域ケア会議の推進及び在宅医療連携の推進のために、地域包括支援センターを拠点としたネットワークを形成し、高齢者を地域全体で支える体制を整備します。

地域ケア会議の概要

構成員	行政職員、センター職員、介護支援専門員、介護サービス事業者、保健医療関係者、民生委員・児童委員、住民組織等の中から、必要に応じて出席者を調整します。
目的	〔個別ケースの支援内容の検討〕 <ul style="list-style-type: none"> • 地域の介護支援専門員の高齢者の自立支援に資するケアマネジメントの支援 • 高齢者の実態把握や課題解決のための地域包括支援ネットワークの構築 • 個別ケースの課題分析等を行うことによる地域課題の把握 〔その他地域の実情に応じて必要と認められる事項〕
位置づけ	地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を効果的に実施するための環境整備として、多職種協働による地域包括支援ネットワークの構築が求められており、その構築の1つの手法として、地域ケア会議が位置づけられています。

地域ケア会議の構成

会議名	レベル	会議の概要	会議の機能※				
			①	②	③	④	⑤
地域ケア推進会議 (全体会)	市	地域づくり、資源開発ならびに政策形成など、地域の実情に応じて必要と認められる事項		●	●	●	●
地域ケア個別会議 (専門部会・事例検討会)	地域包括支援センター	介護支援専門員による自立支援に資するケアマネジメントの支援 高齢者の実態把握と地域包括支援ネットワークの構築 地域課題の把握	●	●	●	●	
地域ケア個別ケース会議 (処遇検討会)		個別ケースの検討	●	●	●		

※①個別課題解決機能、②ネットワーク構築機能、③地域課題発見機能、④地域づくり機能、⑤政策形成機能

地域ケア会議の開催に関する見込量

会議名		2024 (R6) 年度	2025 (R7) 年度	2026 (R8) 年度
地域ケア推進会議 (全体会)	(回)	1	1	1
地域ケア個別会議 (専門部会・事例検討会)	(回)	9	9	9
地域ケア個別ケース会議 (処遇検討会)	(回)	6	6	6

(3) 地域共生社会の実現

これまでの地域包括ケアシステムは、高齢期におけるケアを念頭に置き、必要な支援を地域の中で包括的に提供して地域での自立した生活を支援するという考え方が主でしたが、障がい者の地域生活への移行や、困難を抱える地域の子どもや子育て家庭に対する支援等にも応用することが可能な概念です。

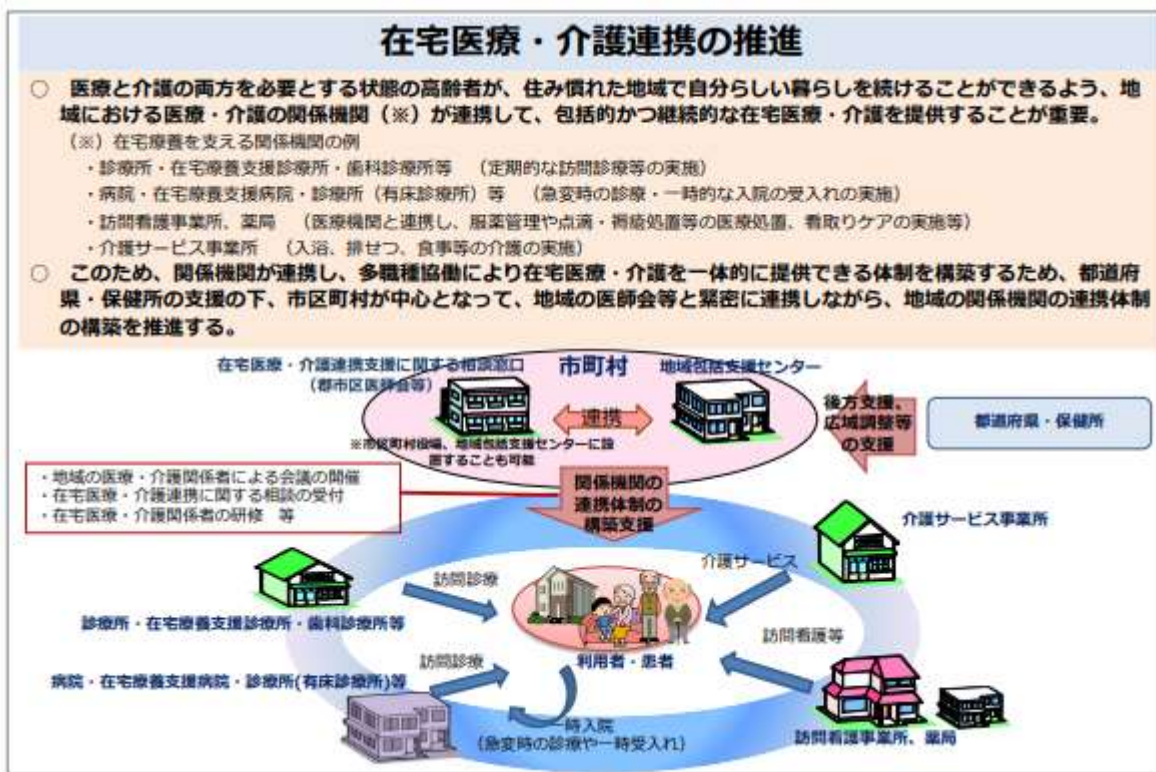
制度・分野の枠や、「支える側」「支えられる側」という従来の関係を超えて、人と人、人と社会がつながり、一人ひとりが生きがいや役割をもち、助け合いながら暮らしていくことのできる、包摂的なコミュニティ「地域共生社会」の実現に向けて、地域包括ケアシステムを応用し、庁内関係課とも連携して地域福祉計画と調和のとれた施策を推進します。

また、介護保険と障がい福祉両方の制度が利用できる共生型サービス提供事業所の指定について、国の動向に沿って適切に推進します。

2 在宅医療・介護連携の推進

高齢者は加齢に伴い、慢性疾患による受診が多い、複数の疾病にかかりやすい、要介護の発生率が高い、認知症の発生率が高い等の特徴を有しており、医療と介護の両方を必要とすることが多くあります。

医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、地域の医療・介護の関係団体が連携して、包括的かつ継続的な在宅医療と介護を一体的に提供できるよう取組みを進めます。



※厚生労働省老健局老人保健課 在宅医療・介護連携推進事業の手引き

(1) 地域の医療・介護の資源の把握

地域の医療機関・介護事業所を把握し、医療機関(病院・歯科医院・薬局)ガイドブック及び介護保険サービス事業所ガイドブックの作成を継続します。また、市ホームページに掲載し、医療・介護関係者・地域住民の適切な選択やアクセスを支援します。

(2) 在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討

在宅医療・介護連携の課題の抽出及び対応策の検討を目的に、医療・介護関係者がそれぞれの役割等について理解し、連携を強化できるよう、研修及び検討会を開催します。

（3）在宅医療・介護連携に関する相談支援

在宅医療・介護連携支援センターにおいて、退院の際の医療と介護の連携調整、利用者の要望を踏まえた紹介等を実施します。

（4）地域住民への普及啓発

地域の在宅医療・介護連携を推進するためには、医療・介護関係職種との連携だけではなく、地域住民の理解も必要です。在宅での療養に必要なサービスの適切な選択、また、終末期ケアのあり方や在宅での看取りについて講演会等やパンフレットにて知識の普及を図ります。

3 認知症施策の推進

（1）認知症基本法について

「共生社会の実現を推進するための認知症基本法（令和5年法律第65号）」が令和5年6月16日に公布され、1年以内に政府が策定する認知症施策推進基本計画（基本計画）に基づき、地域の実情に応じた北海道認知症施策推進基本計画（都道府県計画）が策定されます。市では、国や道の基本計画の策定後、岩見沢市地域共生社会推進協議会において、岩見沢市認知症施策推進基本計画の策定について協議します。

（2）認知症初期集中支援チームの運営、活用の推進

認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で暮らし続けられるために、認知症の方やその家族に早い段階で関わる「認知症初期集中支援チーム」を設置し、早期の診断や対応に向け支援していきます。

認知症初期集中支援事業の見込量

項目	2024 (R6) 年度	2025 (R7) 年度	2026 (R8) 年度
認知症初期集中支援チーム数	1	1	1
訪問対象者数	8	9	10

【認知症初期集中支援チームとは】

複数の専門職が家族の訴え等により認知症が疑われる方や認知症の方及びその家族を訪問し、アセスメント、家族支援などの初期の支援を包括的、集中的（概ね6か月）に行い、自立生活のサポートを行うチームです。

(3) 認知症地域支援推進員の活動推進

認知症の方やその家族が、状態に応じた適切なサービスを受けられるよう相談に応じるとともに、専門医療機関、介護サービス事業所や地域の関係者との連携支援を行う「認知症地域支援推進員」を地域包括支援センターに配置し、認知症に関する相談窓口の周知・普及を図ります。

また、認知症カフェの運営支援や「認知症ケアパス」の作成・活用の促進、物忘れ相談会の実施など認知症の人やその家族のニーズに合った支援体制の構築を目指しています。

【認知症ケアパスとは】

高齢者ができる限り住み慣れた地域で暮らし続けることができるように、認知症の方やその家族が、認知症と疑われる症状が発生した場合に「いつ、どこで、どのようなサービスを受けることができるのか」がわかるよう、状態に応じた適切な医療や介護サービスの流れを体系化した冊子です。

認知症地域支援推進員活動の見込量

項目		2024 (R6) 年度	2025 (R7) 年度	2026 (R8) 年度
物忘れ相談会開催数	(回)	6	6	6
認知症カフェ支援数	(回)	60	60	60

(4) 認知症サポーターの養成と活用

地域で認知症高齢者や、その家族を見守っていく体制づくりを進めるため、認知症や対応方法を学ぶ「認知症サポーター養成講座」を開催し、認知症に関する正しい知識の普及を図ります。

また、認知症サポーターが認知症の人を実際に支援するための知識・技能を必要に応じて身につけるため、「ステップアップ講座」を開催し、地域で活躍するしくみを構築します。

認知症サポーター養成事業の見込量

項目		2024 (R6) 年度	2025 (R7) 年度	2026 (R8) 年度
認知症サポーター養成数	(人)	400	400	400
ステップアップ講座開催数	(回)	1	1	1

（５）認知症高齢者とその家族に対する支援

認知症高齢者と、その家族への取組みや活動を普及啓発するため、認知症の方とその家族、地域住民、専門職等の誰もが参加でき集える場である「認知症カフェ」の設置拡充を目指すとともに、運営団体に対し認知症カフェ運営補助金を交付します。

また、ステップアップ講座を受けた認知症サポーターからボランティアを育成し、認知症の方やその家族のニーズと支援をつなぐ仕組み（チームオレンジ）の整備や、地域の見守り体制、社会参加支援を目的に本人ミーティングの開催などを行います。

行方不明者をより効率的に早期発見・保護するために、認知症高齢者等 SOS ネットワークの事前登録制度を周知します。

北海道ケアラー支援推進計画に基づき、ケアラー支援について庁内関係課と連携し、普及啓発の促進、早期発見及び相談の場の確保、ケアラーを支援するための取組みを推進します。

認知症の高齢者と家族を支援する事業の見込量

項目	2024 (R6) 年度	2025 (R7) 年度	2026 (R8) 年度
認知症カフェ運営補助金交付団体数	5	5	5
認知症カフェ開催数	60	60	60
本人ミーティング開催数	12	12	12
認知症高齢者等 SOS ネットワーク事前登録人数	50	60	70

【ケアラーとは】

こころやからだの不調のある家族の介護・看護・療育・世話・気づかいなどをする人で、ヤングケアラーとは本来大人が担うような家事や家族の介護などを日常的に行っている 18 歳未満の子どものことです。

4 地域における生活支援の推進

（１）見守り体制の構築

民生委員・児童委員による「地域での相談・支援活動」や 65 歳以上を対象に直接高齢者宅へ訪問し高齢者の生活状況や身体状況を調査する「高齢者実態調査」を実施するとともに、病弱な高齢世帯に対して民間事業者が提供する「緊急通報サービス」の利用に要する費用の助成、冬期に支援が必要な高齢者世帯等に対し市職員が調査を行い必要に応じて除雪する「豪雪パトロール」を実施します。

また、災害時の情報伝達や安否確認、避難時の介助等の円滑な支援のため、支援が

必要な方の氏名、住所、健康状態などを整備する「避難行動要支援者名簿」の作成、高齢者等の異変が確認された場合の通報体制の確立を目的とした「民間事業者と地域の見守りに関する協定締結」など、地域における高齢者の見守りを何層にも重ねた体制を推進します。

見守り体制の構築に関する事業の見込量

項目	2024 (R6) 年度	2025 (R7) 年度	2026 (R8) 年度
緊急通報サービス登録者数	160	160	160
豪雪パトロール訪問数	2,500	2,500	2,500
見守りに関する協定締結数	11	12	13

(2) 日常生活自立支援の充実

認知症の高齢者が地域において自立した生活が送れるよう、福祉サービスの利用に関する情報提供、助言、手続きの援助、利用料の支払い等の日常の金銭管理の手伝いについて、岩見沢市社会福祉協議会が日常生活自立支援事業を行っています。

今後も岩見沢市社会福祉協議会との連携を強化し、認知症高齢者の福祉サービスの利用や日常的な金銭管理の支援のため、成年後見制度等の周知を図ります。

(3) 冬期間における生活の支援

除排雪が困難な高齢者の独居世帯などに対して町会などが実施している除雪ボランティア活動への支援や、高齢者が登録事業者へ依頼して行っている屋根の雪下ろしや間口除雪及び定期排雪に係る費用への一部助成など、冬期間における日常生活及び身体の安全確保に係る支援を進めます。

高齢者・障がい者の冬の暮らし支援事業の見込量

項目	2024 (R6) 年度	2025 (R7) 年度	2026 (R8) 年度
高齢者・障がい者の冬の暮らし支援事業利用件数	800	800	800

5 高齢者の権利擁護と虐待防止の推進

(1) 権利擁護の推進

認知症などにより、判断能力が不十分になる高齢者は増加しています。

そのため、成年後見制度の利用を促進するとともに、必要となる後見人の確保に努めるなど高齢者の権利擁護を推進し、成年後見制度利用促進体制の強化とさらなる機能の充実を図るため、中核機関の設置などについて検討していきます。

また、高齢者虐待についても迅速な対応を行い、早期解決に向け対応できるよう、サービス提供事業所等への周知とともに、対応マニュアルの見直しなど関係各課と連携した取組みを進めます。

① 成年後見制度利用支援事業	<p>身寄りのない一人暮らしの高齢者などが、病気や認知症で判断能力が低下したときのために、地域包括支援センターや関係機関と連携し、老人福祉法に基づく成年後見、保佐及び補助開始に係る審判の請求等を行うとともに、成年後見制度の利用に係る費用負担が困難な高齢者に対し、その費用を助成することで成年後見制度の利用を支援します。</p>
② 市民後見推進事業	<p>今後、認知症高齢者や一人暮らしの高齢者の増加に伴い、弁護士や司法書士などの専門職後見人のほか、地域における権利擁護の担い手として、市民後見人の育成が求められており、その取組みとして市民後見人養成講座を開催します。</p> <p>また、市民後見人が安心して活動ができるよう相談支援を行う「成年後見支援センター」の適切な運営に努めます。</p>
③ 生活困難な高齢者に対する支援	<p>経済的な理由などにより生活が困窮し、在宅で生活を継続することが困難な高齢者のために、「生活困窮者自立支援法」に基づき、それぞれの状況に応じた施設などを維持し、安心した生活ができるよう支援します。</p>

④ 消費者被害防止の啓発	<p>防犯や消費者問題の出前講座を年間 20 回程度開催し、防犯対策の強化を図っています。</p> <p>今後も消費生活センターや警察署等関係団体等と連携し、訪問販売や悪質商法に関する注意喚起や被害予防の啓発を行うとともに、消費者被害相談窓口等の周知徹底により、被害の早期解決、拡大防止を図ります。</p>
--------------	---

権利擁護に関する事業の見込量

項目	2024 (R6) 年度	2025 (R7) 年度	2026 (R8) 年度
成年後見制度利用者数	208	222	235
成年後見制度利用支援事業利用者数	25	25	25
市民後見人養成人数（延）	100	110	120
法人後見人登録者数	45	45	45
介護事業所向け権利擁護研修会数	1	1	1

※成年後見制度利用者数は、年間（1月～12月）の人数としている。

（２）虐待防止の推進

① 啓発の推進	<p>高齢者虐待の防止や早期発見に向けて、市広報紙やパンフレット、研修会等を通じて啓発し、市民や地域ケアスタッフの理解が深められるよう推進します。</p> <p>また、虐待防止について理解を高めるため、市役所窓口、医療機関や介護保険施設等にパンフレット等を設置し、普及・啓発します。</p>
② 高齢者虐待防止ネットワークの活用	<p>地域の関係機関等との連携による高齢者虐待防止のためのネットワークを推進し、虐待の早期発見、医療機関や施設への入院・入所、専門機関との連携など、高齢者の尊厳ある生活を確保するための取組みを進めます。</p>
③ 高齢者虐待防止対応マニュアルの活用	<p>高齢者虐待防止マニュアルを活用し、研修等の実施や関係機関連携により共通認識を深め、対応能力の向上を図ります。</p>

虐待防止に関する事業の見込量

項目		2024 (R6) 年度	2025 (R7) 年度	2026 (R8) 年度
障がい者及び高齢者虐待防止ネットワーク会議	(回)	1	1	1
高齢者虐待防止ネットワーク実務担当者会議	(回)	1	1	1
介護事業所向け高齢者虐待防止研修会	(回)	1	1	1

6 高齢者の住まいの支援

(1) 高齢者の住まいに関する情報提供、相談体制の充実

高齢者が何らかの理由で転居をする場合、新しい住居を見つけられるよう、高齢者向けの住宅情報の充実が必要です。安否確認や生活相談など生活支援サービス等を提供するサービス付き高齢者向け住宅や介護付き有料老人ホームなど、安心して暮らせる物件の情報収集に努めるとともに、相談者に対して適切に案内していきます。

また、住まいに関する不安を抱えた高齢者が身近に相談できるような体制の整備や地域包括支援センターと連携するなど、相談体制の充実を図ります。

サービス付き高齢者向け住宅等の整備状況

項目	施設数 (か所)	定員 (人)
サービス付き高齢者向け住宅	8	326
有料老人ホーム (介護なし、あり)	13	520

※令和5年10月1日現在

(2) 在宅高齢者の支援

住み慣れた地域で高齢者がいつまでも暮らし続けることができるよう、住宅改修によるバリアフリー化や福祉用具の購入補助による身体機能の補完、利用者の負担軽減等を図り、在宅高齢者の暮らしを支援します。

また、ケアプラン未作成者や、介護サービスを利用していない要介護認定者の住宅改修に係る理由書作成について支援を実施し、円滑な利用を促進します。

住宅改修支援事業の見込み

項目		2024 (R6) 年度	2025 (R7) 年度	2026 (R8) 年度
住宅改修支援事業	実人数	30	30	30

(3) 多様な住まいの確保

認知症により、在宅での暮らしが困難な高齢者が共同生活できるような認知症対応型共同生活介護（グループホーム）、低所得者層の多いケアハウス、介護付き有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅など、高齢者が住み慣れた地域で、安全に安心して暮らすことができるよう、それぞれのニーズに合った住まいを確保できる環境の整備に努めます。

第8期計画中の多様な住まいの整備状況

項目	施設数（か所）	定員（人）
グループホーム	1	18
介護付き有料老人ホーム	1	10
サービス付き高齢者向け住宅（増床）	1	48

高齢者向け住まいの見込量

項目	2023 (R5) 年度		2024 (R6) 年度		2025 (R7) 年度		2026 (R8) 年度		
	施設数 (か所)	定員数 (人)	施設数 (か所)	定員数 (人)	施設数 (か所)	定員数 (人)	施設数 (か所)	定員数 (人)	
養護老人ホーム	0	0	0	0	0	0	0	0	
軽費老人ホーム (ケアハウス)	1	110	1	110	1	110	1	110	
有料老人ホーム	住宅型	5	110	5	110	5	110	5	110
	介護付	8	410	8	410	8	410	8	410
サービス付き 高齢者向け住宅	8	326	8	326	8	326	8	326	

※定員数には特定施設（介護保険適用施設）分を含む

(4) 安心して暮らせる住まいづくり

子どもから高齢者、障がい者まですべての人が安心して暮らすことができるよう、住宅のユニバーサルデザイン化、耐震化等により、市民の安全・安心・快適生活の実現を目指します。

公営住宅については、「岩見沢市公営住宅等長寿命化計画」に基づき、厳しい財政状況を踏まえ、民間供給とのバランスを調整した上で、維持・更新に努めます。

7 健康づくりの推進

(1) 保健事業の推進

市民一人ひとりの主体的な健康づくりの取組みを推進するため、生活習慣病の予防や健康増進等に関する正しい知識の普及を図り、自らが健康に関心を持ち自らの健康を管理する「セルフヘルスケア」を推進します。特に高血圧、糖尿病、肥満、骨粗しょう症、歯周病などの生活習慣病予防と重症化予防に取り組むとともに、運動機能や認知機能向上、栄養改善や口腔機能改善など、高齢期における健康づくりと介護予防に努めます。

また、市民の健康づくりの意識を高め、積極的に健康づくり活動を進める保健推進員や地域等と連携し、いつまでも健康で生きがいのある生活を送ることができるまちづくりを目指します。

<p>① 運動・栄養</p>	<p>健康寿命を延伸させるために負荷の少ない運動から徐々に実践し、運動を習慣化するよう努めるとともに、地域の行事に参加したり、家事をすることで身体機能の維持・向上を図り、寝たきりやロコモティブシンドロームなどの予防に努めるとともに、高齢者の社会参加や人との交流を促し、要介護のリスクを軽減するための支援を行います。</p> <p>また、高齢期における筋力低下を予防するためには、タンパク質を多く含む食事を積極的にとることが大切です。バランスのよい食事や、高血圧をはじめとした生活習慣病を予防するため、塩分控えめでおいしい食事の普及に努めます。</p> <p>【具体的取組み】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 健康チェックの日 ● お茶の間健康教室 ● 健康体操推進事業 ● フードデイ
----------------	---

<p>② こころの健康</p>	<p>健康問題や人間関係、家族の問題、景気の低迷や雇用不安などのさまざまな要因で、こころの問題を抱える人が増えています。うつ病をはじめとしたこころの病気を防ぐには、ストレス解消、睡眠の確保、身近な人のサポート等により、こころの健康を保つことが大切です。</p> <p>こころの健康づくり等の事業実施や、関係機関との連携に努め相談体制を整備するとともに、支えるための知識の普及を図り、早期発見と早期の対応に努めます。</p> <p>【具体的取組み】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 自殺予防対策事業 ● 健康相談
<p>③ 歯・口腔の健康</p>	<p>老化や障害による口腔機能低下（オーラルフレイル）の予防・改善することを目的に、入れ歯（義歯）と残っている歯のケアを行い、口腔内を清潔に保つとともに噛むことの大切さと、食べることの必要性について啓発し、口腔機能の維持・向上に努めます。</p> <p>また、歯数や咀嚼能力が認知症と深く関わっていることから、歯科医院等で適切な治療を受け、健康な歯や口腔内を保ち認知症の発症リスクを抑えることを推進します。</p> <p>【具体的取組み】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 歯科健診、歯科健康相談
<p>① 各種健康診査の実施</p>	<p>健康診査やがん検診、人間ドック等で身体状況やその変化を確認し、疾病の予防と早期発見が可能となるよう、健診の普及啓発に努めます。</p>
<p>② 健康ポイント事業の推進</p>	<p>がん検診や人間ドックの受診をはじめ、健康に関するイベント等に参加した場合にポイントを付与し、一定のポイントに達した方は特典と交換ができる事業です。市民一人ひとりが楽しみながら健康づくりに努め、健康的な生活を定着させることができるよう健康増進の取組みを支援します。</p>

8 自立支援・重度化防止の推進

活力ある高齢社会を実現するためには、認知症や寝たきりなど、介護を必要とする高齢者を増加させる要因となっている生活習慣病の重症化予防対策が重要な課題となっています。

壮年期から生活習慣病予防を推進し、あわせて、地域支援事業による生活機能を維持・向上するための事業を実施し、健康寿命の延伸、生活の質の向上を図ります。

(1) 要支援者等の介護予防サービス

要支援者等の多様なニーズにあわせたサービスが提供できるよう、訪問型サービス、通所型サービスの充実に努めます。

また、生活支援サービスの提供体制の構築について、生活支援コーディネーターや関係機関と連携しながら、地域課題や必要とされる資源開発に取り組めます。

介護予防・日常生活サービス事業の見込量

項目		2024 (R6) 年度	2025 (R7) 年度	2026 (R8) 年度
訪問型サービス(従前相当サービス)	(人)	4,520	4,570	4,620
	(回)	25,100	27,500	29,900
通所型サービス(従前相当サービス)	(人)	10,900	10,990	11,135
	(回)	55,000	55,550	56,300
通所型サービス A (基準緩和型)	(人)	24	24	24
	(回)	96	96	96
通所型サービス C (短期集中型) (運動・口腔・栄養)	(人)	90	120	120
	(回)	204	240	240
介護予防ケアマネジメント	(人)	9,900	10,050	10,150

(2) 高齢者の介護予防事業

高齢者の介護予防に資する健康教育や健康体操を実施することで、要支援状態等になることを予防し、社会に参加しつつ、地域において生きがい・役割を持って生活できるように介護予防への取組みを推進します。

一般介護予防事業の見込量

項目		2024 (R6) 年度	2025 (R7) 年度	2026 (R8) 年度
シルバー出前健康塾	(人)	1,000	1,000	1,000
	(回)	50	50	50
脳イキキ度チェック	(人)	30	30	30
シニアのげんき体操教室	(人)	1,500	1,500	1,500
	(回)	50	50	50
げんきアップ教室	(人)	300	300	300
	(回)	16	16	16
地域型介護予防活動支援	(回)	95	115	130
	(人)	1,900	2,300	2,600

(3) 「通いの場」への支援

高齢者の方が、地域の身近な場所で気軽に介護予防に取組み、生きがい・役割をもって生活できるよう、住民主体の活動的で継続的な「通いの場」において、介護予防体操等の介護予防に関する取組みの普及啓発や、リハビリ専門職による指導・評価を取り入れ、地域での介護予防活動を支援します。

また、通いの場づくりの担い手や参加者にボランティアポイントを付与し、介護予防の促進及び地域における共助意識の向上や介護人材確保を推進します。

通いの場事業の見込量

項目		2024 (R6) 年度	2027 (R7) 年度	2028 (R8) 年度
通いの場（介護予防教室等）登録数	(団体)	25	30	35
評価等支援数	(回)	50	60	70
リハビリ専門職支援数	(回)	25	30	35
体験会開催数	(回)	20	25	25

（４）高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施

「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」に基づき、高齢者の保健事業と介護予防事業を一体的に実施し、健康課題がある高齢者への個別支援と、高齢者全体に向けて、フレイル（虚弱）予防の視点に立った、疾病予防・重症化予防及び生活機能改善のための事業を実施します。

高齢者の心身の多様な課題に対応し、きめ細かな支援を実施するため、庁内関係課が連携を図りながら、後期高齢者医療保険制度における保健事業と介護保険制度における介護予防事業（地域支援事業）を一体的に実施します。

（５）地域ケア会議の活用

介護保険の利用者がいつまでも元気に自立した生活を営むことができるよう、地域のさまざまな専門職が集まって、ケアマネジャーが作成するケアプランを検討する自立支援型地域ケア個別会議を継続します。

自立支援型地域ケア個別会議開催の見込量

項目		2024 (R6) 年度	2025 (R7) 年度	2026 (R8) 年度
自立支援型地域ケア個別会議	(回)	2	2	2

9 社会参加・生きがいつくりの推進

（１）多様な活動の支援

高齢者の自主的で活発な地域貢献活動や、さまざまな社会参加を進めるため、敬老会、老人クラブの積極的な活動の促進や、敬老会開催への支援を行います。

また、地域の枠を超えた交流の場として、高齢者の健康を「まもる・つくる・つなぐ」事業、高齢者文化祭、高齢者福祉センターふれあいまつりなどの各種事業の取組みを支援します。

【具体的取組み】

- 老人クラブ活動運営事業、敬老事業

(2) 交流の場の支援

高齢者一人ひとりが持つ、多様で多彩な社会経験を地域での社会活動などを通じて生きがいづくりや介護予防につなげることができるよう、地域行事への参画、ボランティア活動、文化活動、スポーツ活動（シニア交流会、パークゴルフ大会等）、生涯学習（ひとつづくり研修事業）など、高齢者が社会参加できる場の拡充を図ります。

(3) 就労支援

高齢者の豊富な経験や技術を生かした就業機会を確保するとともに、高齢者の社会参加と生きがいの拡充を図るために、岩見沢市シルバー人材センターの活動を支援します。

また、高齢者が長年にわたり培ってきた経験や技術を生かし、後継者の育成や社会貢献ができる環境整備、受け入れ体制の整備など、高齢者の働きやすい環境づくりに努めます。

10 持続可能な介護保険事業運営の確保に向けた施策の推進

(1) 介護サービス提供基盤の充実

①在宅サービスの充実	<p>高齢者が住み慣れた地域での生活を続けられるように、ニーズに応じた多様なサービスの提供を促進します。</p> <p>一人暮らし高齢者や認知症高齢者の増加を踏まえ、引き続き、地域密着型サービスの基盤整備に努めるとともに、地域ごとの課題や特性に適切に対応できるサービスの提供体制の充実を図ります。</p>
②施設サービスの充実	<p>在宅で常時介護を受けることが困難な中重度の要介護者が、安心して入所でき、必要な介護を受けられるよう、介護保険施設の運営について支援します。</p>

(2) 介護サービスの質の向上と業務の効率化

① ケアマネジメントの充実	<p>地域包括支援センターに主任介護支援専門員を配置し、介護支援専門員の相談・支援体制を充実します。</p> <p>また、専門知識の習得など研修受講を促進し、介護支援専門員が的確にケアマネジメントが行えるよう支援します。</p>
② 地域包括支援センターによる居宅介護支援事業者への支援	<p>地域の介護支援専門員が抱える困難事例等について、地域ケア会議において解決策や改善策の検討を行うとともに、地域包括支援センターが居宅介護支援事業者に対して助言等を行います。</p> <p>また、居宅介護支援事業者の質の向上のため、情報提供、研修の実施などの支援を行います。</p>
③ 事業者の指定及び指導・監督等	<p>市が指定や指導権限を持つ地域密着型サービス事業者や居宅介護支援事業所に対し、必要利用者数に沿った指定や運営面の運営指導を適切に実施します。</p> <p>また、北海道に指定権限のある事業者についても立入り権限を付与されていることから、北海道と連携して助言・指導を行うなど、事業者の適正なサービス提供を促進します。</p>
④ サービス評価の推進	<p>認知症対応型共同生活介護（グループホーム）・小規模多機能型居宅介護などの地域密着型サービスの自己評価や外部評価について、適切に実施するよう指導に努めます。</p>
⑤ 業務効率化の推進	<p>国や北海道と連携しつつ、申請様式・添付書類や手続きに関する簡素化、介護ロボットやICT等の活用等を図り、介護現場の業務効率化を推進します。</p>

(3) 利用者・介護者への支援

<p>① 制度理解のための支援</p>	<p>介護保険ガイドブックの配布や市の広報紙、ホームページによりサービスの利用方法やサービスの種類、保険料などの情報をわかりやすく提供します。</p> <p>また、団体やグループからの要望に対し、市職員による「出前講座」を開催するなど、制度の理解促進に努めます。</p>
<p>② 低所得者に対する支援</p>	
<p>公費投入による乗率の変更について</p>	<p>保険給付費の5割の公費(国・道・市)とは別枠で公費を投入し、低所得者の保険料負担を軽減します。</p> <p>第1段階(基準額×0.445→基準額×0.285) 第2段階(基準額×0.685→基準額×0.485) 第3段階(基準額×0.69→基準額×0.685)</p>
<p>介護保険料の軽減策について</p>	<p>介護保険料第3段階で要件を満たす被保険者を対象に、介護保険料の軽減を実施します。</p>
<p>③ 事業者情報の提供</p>	<p>新しく認定を受けた被保険者に結果を通知する際、市内の事業者一覧表を同封するほか、窓口や地域包括支援センターにおいて、サービス事業者の情報の提供を行うなど、介護サービスの利用支援と事業者自身によるサービスの質の向上を図ります。</p>
<p>④ 相談・苦情処理体制の充実</p>	<p>地域包括支援センターにおいて3職種(保健師、社会福祉士、主任ケアマネジャー)が連携して各種相談援助等に努めるとともに、虐待など専門的な相談に対応する体制の充実を図ります。</p> <p>また、介護保険制度においては、要介護認定等の行政処分に不服がある場合は北海道が設置する介護保険審査会が、介護保険サービスの提供に関する苦情については北海道国民健康保険団体連合会がそれぞれ処理窓口となっておりますが、市においても、制度に関する相談及び苦情等に応えるため、「介護保険相談窓口」(通称:介護保険110番)を設置し、関係機関と連携を図りながら、適切な把握及び分析を行い、必要に応じて事業者に対する指導を行うなど対応の充実に努めます。</p>

(4) 介護人材の確保と育成

全国的に生産年齢人口が減少していく中で、地域包括ケアシステムを支える人材の確保や介護現場における生産性の向上の推進等は、本市においても喫緊の課題です。

介護保険制度が市民のニーズに応えるよう十分機能していくためには、福祉・介護サービスを担う人材の安定的な確保が重要であることから、福祉・介護サービスの仕事が魅力ある職業として周知することや、外国人介護人材の定着に向けた環境整備、介護サービスの担い手を育成する研修の開催等、今後さらに拡大する福祉・介護ニーズに対応できる質の高い人材を確保するための取組みについて、有識者や福祉関係団体等の代表者から構成される「岩見沢市地域共生社会推進協議会」において検討し、実効性のある施策を推進します。

(5) 介護給付の適正化

<p>① 要介護（要支援）認定の適正な実施</p>	<p>要介護認定は、介護保険サービスを利用するための大前提かつ重要な要素であり、介護度により被保険者が利用できるサービスの種類や回数などが決定されることから、要介護認定の迅速かつ適正な実施が求められています。</p> <p>認定調査については、公平・公正性の確保の観点からも、遠方等の理由以外の調査は市が直接実施し、直接調査できない場合は、有資格の事業所等に委託することで、迅速な対応に努めます。</p> <p>また、認定調査員、介護認定審査会委員の資質の向上を図るため、関係機関と連携し、研修等を継続的に実施することで、適正な要介護認定に努めます。</p>
<p>② ケアプランの点検</p>	<p>介護給付実績と要介護認定調査の情報等からケアプラン点検を実施し、介護支援専門員の「気づき」を促すことで、ケアプランの質の向上を目指すとともに、不適切なサービス提供の防止に努めます。また、地域密着型サービスの現地指導でもケアプラン点検を行い、給付の適正化を図ります。</p>
<p>③ 住宅改修の点検</p>	<p>施工前の事前協議時における書類審査を引き続き実施するとともに、必要に応じて現地確認を行うよう努めます。</p>

④ 介護給付費の適正化	<p>複数月にまたがる介護保険の請求明細書の内容を確認し、提供されたサービスの整合性について「縦覧点検」を実施します。</p> <p>また、国民健康保険団体連合会（国保連）の給付実績をもとに、後期高齢者医療保険や国民健康保険の医療機関への入院情報等と、介護保険の給付情報を突合するなどの取組みにより、事業者の適切なサービス提供を促進します。</p>
-------------	--

介護給付適正化事業の目標

項目	2024 (R6) 年度	2025 (R7) 年度	2026 (R8) 年度
要介護認定の適正化を目的とした研修会開催回数	2	2	2
ケアプラン点検数	24	24	24
住宅改修等点検数	全件	全件	全件
縦覧点検・医療情報との突合数	毎月実施	毎月実施	毎月実施

（６）感染症予防対策の推進

新型コロナウイルス感染症の流行に伴い、活動を自粛している状況もみられることから、感染防止に配慮しつつ、活動再開や参加者向上に向けた取組みを進めていきます。

また、新型インフルエンザ等の感染症拡大に直面しても、被害を最小限にとどめつつ、継続してサービス提供が行えるよう、各介護サービス事業所は、業務継続計画（BCP）を策定し、平常時より BCP に基づいた事業所の運営、感染症予防対策の推進を行うこととなっています。

市は、各介護サービス事業所が策定した BCP が感染症予防対策の推進に資する内容となっているか、策定した BCP に基づき事業所が運営されているかを、運営指導等を通じて確認し、利用者が安心してサービスを受けることができる体制を確保します。

（７）サービス基盤の整備目標

①施設・居住系サービスの整備目標

施設・居住系サービスについては、第 8 期計画の実績や今後のサービス利用者数の推計をもとに、現在の施設等の利用状況や入所待機者の状況などを勘案し、第 9 期計画期間中は現行の施設数・定員数を維持することとします。

施設サービスの定員数・施設数

区分	2023 (R5) 年度 (見込)	第9期計画期間		
		2024 (R6) 年度	2025 (R7) 年度	2026 (R8) 年度
介護老人福祉施設				
整備計画	-	-	-	-
	-	-	-	-
実績数（累計）	465 床	465 床	465 床	465 床
	5 施設	5 施設	5 施設	5 施設
介護老人保健施設				
整備計画	-	-	-	-
	-	-	-	-
実績数（累計）	378 床	378 床	378 床	378 床
	3 施設	3 施設	3 施設	3 施設
介護療養型医療施設				
整備計画	-	-	-	-
	-	-	-	-
実績数（累計）	-	-	-	-
	-	-	-	-
介護医療院				
整備計画	-	-	-	-
	-	-	-	-
実績数（累計）	-	-	-	-
	-	-	-	-

居住系サービスの定員数・施設数

区分	2023 (R5) 年度 (見込)	第9期計画期間		
		2024 (R6) 年度	2025 (R7) 年度	2026 (R8) 年度
特定施設入居者生活介護				
整備計画	-	-	-	-
	-	-	-	-
実績数（累計）	497 床	497 床	497 床	497 床
	8 施設	8 施設	8 施設	8 施設
認知症対応型共同生活介護				
整備計画	-	-	-	-
	-	-	-	-
実績数（累計）	297 床	297 床	297 床	297 床
	19 施設	19 施設	19 施設	19 施設

地域密着型特定施設入居者生活介護				
整備計画	-	-	-	-
	-	-	-	-
実績数（累計）	57床	57床	57床	57床
	2施設	2施設	2施設	2施設
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護				
整備計画	-	-	-	-
	-	-	-	-
実績数（累計）	-	-	-	-
	-	-	-	-

②地域密着型サービスの整備目標

高齢者が介護を必要とする状態になっても、住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、地域密着型の在宅サービスの計画的な整備に努めます。地域密着型サービスについても、第9期計画期間中は現行の事業所数を維持することとします。

地域密着型サービスの在宅サービスの整備目標

区分	2023 (R5) 年度 (見込)	第9期計画期間		
		2024 (R6) 年度	2025 (R7) 年度	2026 (R8) 年度
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	1事業所	-	-	-
小規模多機能型居宅介護	4事業所	-	-	-
看護小規模多機能型居宅介護	1事業所	-	-	-

なお、上記サービスの利用者の確保を図るため、提供するサービスが類似する

- ・ 訪問介護
- ・ 通所介護
- ・ 短期入所生活介護
- ・ 地域密着型通所介護

の指定については、本計画の見込量を見極めながら、必要な場合は指定制限を実施することを検討します。

第6章 介護保険サービス量の見込み

1 サービス量の見込み

介護サービス量の見込みは、要介護（要支援）認定者数や利用者数の伸び、各サービスの実績、介護予防効果の影響などを勘案して推計しています。

(1) 居宅サービス

区分	2023 (R5)年度 (見込)	第9期計画期間		
		2024 (R6)年度	2025 (R7)年度	2026 (R8)年度
訪問介護				
回数/年	108,554	110,215	113,980	117,488
人数/年	6,361	6,552	6,648	6,852
訪問入浴介護				
回数/年	1,632	1,638	1,567	1,488
人数/年	372	372	360	336
訪問看護				
回数/年	44,749	48,030	54,672	62,164
人数/年	7,404	7,920	8,988	10,152
訪問リハビリテーション				
回数/年	4,717	5,246	6,648	8,483
人数/年	456	504	636	816
居宅療養管理指導				
人数/年	5,424	5,820	6,936	8,376
通所介護				
回数/年	70,788	73,836	76,880	79,817
人数/年	8,328	8,928	9,300	9,648
通所リハビリテーション				
回数/年	34,985	38,167	40,715	43,585
人数/年	7,608	8,184	8,748	9,288
短期入所生活介護				
回数/年	13,318	13,718	14,178	14,442
人数/年	1,351	1,392	1,440	1,476
短期入所療養介護				
回数/年	1,868	2,204	2,560	3,001
人数/年	325	384	444	528
特定施設入居者生活介護				
人数/年	3,671	3,708	3,756	3,804
福祉用具貸与				
人数/年	20,688	22,044	23,136	24,648

(2) 地域密着型サービス

区分	2023 (R5)年度 (見込)	第9期計画期間		
		2024 (R6)年度	2025 (R7)年度	2026 (R8)年度
認知症対応型通所介護				
回数/年	0	0	0	0
人数/年	0	0	0	0
認知症対応型共同生活介護				
人数/年	3,300	3,516	3,708	3,840
定期巡回・随時対応型訪問介護看護				
人数/年	276	240	228	216
看護小規模多機能型居宅介護				
人数/年	492	276	276	276
小規模多機能型居宅介護				
人数/年	936	1,128	1,248	1,356
地域密着型特定施設入居者生活介護				
人数/年	660	684	696	720
地域密着型通所介護				
回数/年	24,980	25,480	25,990	26,407
人数/年	3,165	3,228	3,288	3,336

(3) 施設サービス

区分	2023 (R5)年度 (見込)	第9期計画期間		
		2024 (R6)年度	2025 (R7)年度	2026 (R8)年度
介護老人福祉施設				
人数/年	6,252	6,360	6,492	6,636
介護老人保健施設				
人数/年	4,601	4,656	4,704	4,752
介護療養型医療施設				
人数/年	12	0	0	0
介護医療院				
人数/年	72	84	84	96

参考：居宅サービスにおける介護サービスと介護予防サービスの内訳

区分	2023 (R5)年度 (見込)	第9期計画期間		
		2024 (R6)年度	2025 (R7)年度	2026 (R8)年度
訪問介護				
(介護) 人数/年	6,361	6,552	6,648	6,852
(予防) 人数/年				
訪問入浴介護				
(介護) 人数/年	372	372	360	336
(予防) 人数/年	0	0	0	0
訪問看護				
(介護) 人数/年	5,736	6,060	6,768	7,572
(予防) 人数/年	1,668	1,860	2,220	2,580
訪問リハビリテーション				
(介護) 人数/年	300	360	456	588
(予防) 人数/年	156	144	180	228
居宅療養管理指導				
(介護) 人数/年	4,896	5,220	6,024	6,960
(予防) 人数/年	528	600	912	1,416
通所介護				
(介護) 人数/年	8,328	8,928	9,300	9,648
(予防) 人数/年				
通所リハビリテーション				
(介護) 人数/年	4,884	5,280	5,628	6,024
(予防) 人数/年	2,724	2,904	3,120	3,264
短期入所生活介護				
(介護) 人数/年	1,277	1,308	1,356	1,392
(予防) 人数/年	74	84	84	84
短期入所療養介護				
(介護) 人数/年	325	384	444	528
(予防) 人数/年	0	0	0	0
特定施設入居者生活介護				
(介護) 人数/年	3,041	3,072	3,096	3,120
(予防) 人数/年	630	636	660	684
福祉用具貸与				
(介護) 人数/年	13,176	14,172	14,940	15,744
(予防) 人数/年	7,512	7,872	8,196	8,904

参考：地域密着型サービスにおける介護サービスと介護予防サービスの内訳

区分	2023 (R5)年度 (見込)	第9期計画期間		
		2024 (R6)年度	2025 (R7)年度	2026 (R8)年度
認知症対応型通所介護				
(介護) 人数/年	0	0	0	0
(予防) 人数/年	0	0	0	0
認知症対応型共同生活介護				
(介護) 人数/年	3,276	3,492	3,684	3,816
(予防) 人数/年	24	24	24	24
小規模多機能型居宅介護				
(介護) 人数/年	912	1,068	1,164	1,272
(予防) 人数/年	24	60	84	84

※定期巡回・随時対応型訪問介護看護、地域密着型特定施設入居者生活介護、看護小規模多機能型居宅介護、地域密着型通所介護は介護サービスのみ

2 介護保険サービス給付費の見込み

介護サービス給付費の見込みは、設定した各サービス量の見込みをもとに、令和6年度から改定される介護報酬単価を加味して算出しています。

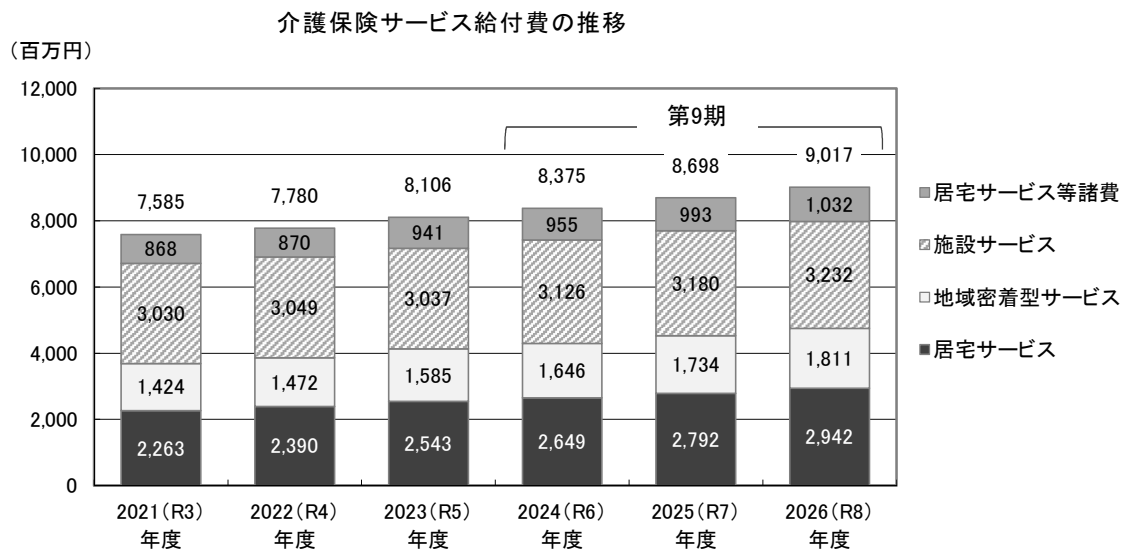
介護保険サービス給付費の推移

(単位:千円)

給付費区分	第8期 計画期間(実績)			第9期 計画期間		
	2021 (R3)年度	2022 (R4)年度	2023 (R5)年度	2024 (R6)年度	2025 (R7)年度	2026 (R8)年度
居宅サービス	2,262,786	2,389,699	2,542,860	2,648,920	2,791,601	2,942,448
地域密着型サービス	1,424,300	1,471,590	1,584,639	1,645,556	1,734,113	1,810,707
施設サービス	3,029,702	3,048,694	3,037,398	3,126,017	3,179,653	3,232,067
居宅サービス等諸費	868,090	870,093	941,219	954,767	993,032	1,032,261
介護給付費 計	7,584,878	7,780,076	8,106,116	8,375,260	8,698,399	9,017,483

※令和5年度は見込み

※令和5年12月推計値



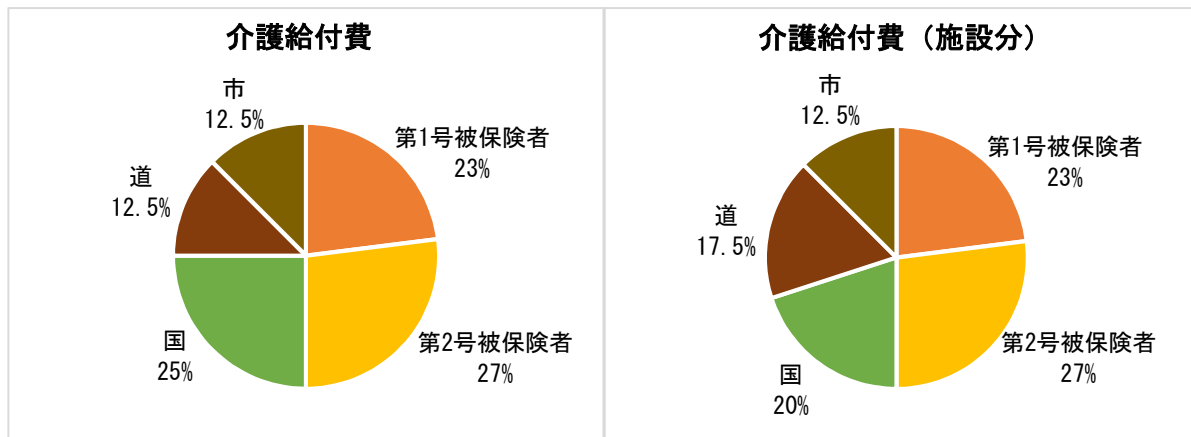
第7章 介護保険事業に係る費用と負担

1 保険事業の財源構成

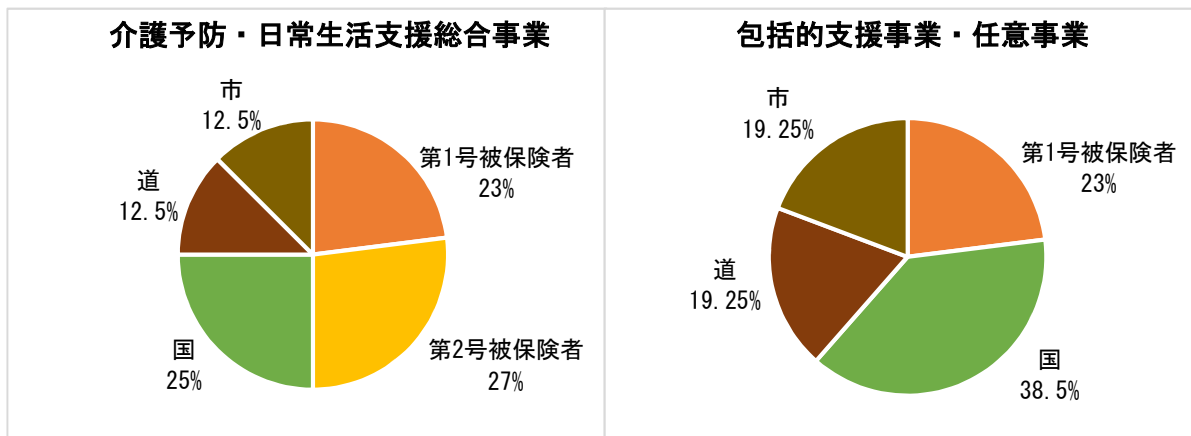
介護保険事業の運営に必要な財源は、公費（国、道、市）50%と、第1号被保険者（65歳以上）及び第2号被保険者（40歳～64歳）からの保険料収入50%で成り立っております（包括的支援事業・任意事業を除く）。

第9期計画期間中の第1号被保険者の負担割合は引き続き23%となります（第2号被保険者27%）。なお、第1号被保険者の保険料は市町村が徴収し、第2号被保険者の保険料は社会保険診療報酬支払基金から交付されます。

第9期の財源構成



地域支援事業の財源構成



2 第9期介護保険事業計画の事業費の見込み

標準給付費（介護給付費とその他の給付）及び地域支援事業（介護予防・日常生活支援総合事業と包括的支援事業・任意事業）を合計し、保険料の基礎となる、介護保険事業に必要な費用の見込みを算出しました。

その結果、第9期計画期間中の3年間で必要となる費用として、約277億1,300万円を見込んでいます。

第9期介護保険事業計画の事業費の見込み(その1)

(単位:千円)

区分		2024 (R6)年度	2025 (R7)年度	2026 (R8)年度
居宅サービス	訪問介護	337,900	348,662	359,165
	訪問入浴介護	20,301	19,470	18,463
	訪問看護	228,772	257,974	292,184
	訪問リハビリテーション	10,677	13,452	17,165
	居宅療養管理指導	53,110	61,268	70,739
	通所介護	523,845	545,986	567,556
	通所リハビリテーション	319,965	342,075	367,424
	短期入所生活介護	118,067	122,135	124,449
	短期入所療養介護	25,355	29,487	34,558
	特定施設入居者生活介護	586,726	592,499	597,321
	福祉用具貸与	171,447	182,270	192,068
	特定福祉用具購入費	8,353	9,173	9,550
	住宅改修費	19,896	21,930	23,030
	居宅介護支援	341,083	358,142	376,436
	居宅サービス 計	2,765,497	2,904,523	3,050,108
地域密着型サービス	夜間対応型訪問介護	0	0	0
	認知症対応型通所介護	0	0	0
	小規模多機能型居宅介護	220,457	241,684	266,874
	認知症対応型共同生活介護	932,772	990,319	1,035,116
	地域密着型特定施設入居者生活介護	143,491	147,596	151,828
	地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護	0	0	0
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	39,530	38,547	36,966
	看護小規模多機能型居宅介護	76,706	76,803	76,803
	地域密着型通所介護	222,820	227,939	231,895
	地域密着型サービス 計	1,635,776	1,722,888	1,799,482
施設サービス	介護老人福祉施設	1,724,022	1,761,238	1,796,813
	介護老人保健施設	1,368,785	1,384,573	1,398,205
	介護医療院	33,210	33,842	37,049
	施設サービス 計	3,126,017	3,179,653	3,232,067
(1)介護給付費計		7,527,290	7,807,064	8,081,657

第9期介護保険事業計画の事業費の見込み(その2)

(単位:千円)

区分		2024(R6) 年度	2025(R7) 年度	2026(R8) 年度
居宅介護予防サービス	介護予防訪問入浴介護	0	0	0
	介護予防訪問看護	46,894	55,827	64,554
	介護予防訪問リハビリテーション	3,184	4,173	5,299
	介護予防居宅療養管理指導	5,116	7,792	12,089
	介護予防通所リハビリテーション	105,429	113,471	119,661
	介護予防短期入所生活介護	3,044	3,048	3,048
	介護予防短期入所療養介護	0	0	0
	介護予防特定施設入居者生活介護	51,375	52,834	54,228
	介護予防福祉用具貸与	37,713	39,178	42,477
	特定介護予防福祉用具購入費	5,238	5,238	5,641
	介護予防住宅改修	13,185	13,185	13,768
	介護予防支援	47,278	49,528	51,936
	居宅介護予防サービス 計	318,456	344,274	372,701
地域密着型 介護予防サービス	介護予防認知症対応型通所介護	0	0	0
	介護予防小規模多機能型居宅介護	3,809	5,246	5,246
	介護予防認知症対応型共同生活介護	5,971	5,979	5,979
	地域密着型介護予防サービス 計	9,780	11,225	11,225
(2)予防給付費計		328,236	355,499	383,926
(3)総給付費合計(1)+(2)		7,855,526	8,162,563	8,465,583
特定入所者介護サービス費等給付額		253,695	258,334	262,727
高額介護サービス費等給付額		232,030	241,616	251,281
高額医療合算介護サービス費等給付額		26,874	28,523	30,234
審査支払手数料		7,135	7,363	7,658
(4)標準給付費合計		8,375,260	8,698,399	9,017,483
3か年の標準給付費(合計)		26,091,142		
(5)地域支援事業費		533,150	542,050	546,731
3か年の地域支援事業費(合計)		1,621,931		
(6)介護保険事業費合計(4)+(5)		8,908,410	9,240,449	9,564,214
3か年の介護保険事業費(合計)		27,713,073		

3 第1号被保険者介護保険料の設定

(1) 介護保険料所得段階の設定

第8期計画においては、介護保険料所得段階を9段階に設定しました。第9期計画においては、国の指針に基づき13段階に細分化し、第1号被保険者間での所得再分配機能を強化し、低所得者の保険料上昇を抑制します。

第9期の保険料所得段階

所得段階	対象となる方	基準額に 対する割合	軽減強化後の 割合
第1段階	生活保護受給者、世帯全員市民税非課税の老齢福祉年金受給者等及び世帯全員市民税非課税で前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下	0.455	0.285
第2段階	世帯全員が市民税非課税で前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円超120万円以下	0.685	0.485
第3段階	世帯全員市民税非課税で前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円超	0.69	0.685
第4段階	世帯の誰かに市民税が課税されているが本人は市民税非課税で前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下	0.9	
第5段階	世帯の誰かに市民税が課税されているが本人は市民税非課税で前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円超	1	
第6段階	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が120万円未満	1.2	
第7段階	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満	1.3	
第8段階	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満	1.5	
第9段階	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が320万円以上420万円未満	1.7	
第10段階	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が420万円以上520万円未満	1.9	
第11段階	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が520万円以上620万円未満	2.1	
第12段階	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が620万円以上720万円未満	2.3	
第13段階	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が720万円以上	2.4	

(2) 所得段階別第1号被保険者数の推計

所得段階別第1号被保険者数

所得段階	所得段階別被保険者数及び加入割合					
	2024(R6)年度		2025(R7)年度		2026(R8)年度	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合
第1段階	6,628	23.2%	6,613	23.2%	6,574	23.2%
第2段階	3,311	11.6%	3,306	11.6%	3,286	11.6%
第3段階	2,798	9.8%	2,792	9.8%	2,776	9.8%
第4段階	3,143	11.0%	3,135	11.0%	3,126	11.0%
第5段階	2,694	9.4%	2,678	9.4%	2,662	9.4%
第6段階	3,476	12.2%	3,477	12.2%	3,457	12.2%
第7段階	4,061	14.2%	4,047	14.2%	4,024	14.2%
第8段階	1,389	4.9%	1,395	4.9%	1,386	4.9%
第9段階	74	0.3%	72	0.3%	71	0.3%
第10段階	158	0.6%	157	0.6%	157	0.6%
第11段階	295	1.0%	289	1.0%	288	1.0%
第12段階	215	0.8%	214	0.8%	213	0.8%
第13段階	356	1.2%	349	1.2%	348	1.2%
計	28,598	100.0%	28,524	100.0%	28,365	100.0%

※第1号被保険者の所得段階別人数の分布については、令和5年度の保険料賦課情報をもとにした推計値

4 第1号被保険者の介護保険料の算出

標準給付見込額と地域支援事業費の合計に第1号被保険者負担割合（23%）を乗じたものが第1号被保険者負担分相当額となります。これに調整交付金（法定分5%から交付見込割合を減じたもの）を加え、介護給付費準備基金取崩額を減じたものが介護保険料収納必要額となります。

その結果、第9期計画期間における介護保険料収納必要額はおよそ円となります。この額を予定介護保険料収納率（98.50%）で割ると、予定介護保険料収納率を加味した介護保険料収納必要額となります。

これを所得段階別加入割合補正後被保険者数（計画期間中の合計で79,544人）で除して、保険料の年額を算出します。

第9期保険料の算定結果（推計中）

区分		備考	第9期
給付費等総額	A	計画期間中（3年間）の給付費等総額 〔B+C〕	千円
	標準給付費見込額	B	千円
	地域支援事業費	C	千円
第1号被保険者負担分相当額	D	$A \times 23\%$	千円
調整交付金（※）		市町村ごとの介護保険財政の調整を行うために交付されるもの	
	調整交付金相当額	E 基本的な金額	千円
	調整交付金見込額	F 本市における交付見込額 (R3: 7.73%、R4: 7.61%、R5: 7.51%)	千円
介護給付費準備基金繰入額	G	第1号被保険者保険料の余剰分を積み立て、次年度以降に備える基金の取崩し	千円
保険料収納必要額	I	$D+E-F-G$	千円
予定保険料収納率	J		0%
予定保険料収納必要額	K	$I \div J$	千円
保険料基準月額		$K \div$ 所得段階別加入割合補正後の3年間の第1号被保険者数●●人 \div 12か月	円

※調整交付金については、介護予防・日常生活支援総合事業が交付金対象となるため、その見込額を加えている

第8期保険料基準月額	5,300円
増減額（第9期-第8期）	円

第9期における標準保険料は年額で _____ 円、月額で _____ 円となります。

※第1号被保険者の介護保険料は、それぞれの市町村で保険料額が異なります。この理由は、各市町村の実情に応じた介護給付費と第1号被保険者数の見込みから介護保険料を決定しているためで、高齢者数、認定者数、介護サービス事業所の数や利用できる環境など、さまざまな要因が影響しています。

《参考》2040(R22)年度の保険料推計

団塊ジュニア世代が65歳以上となる2040(R22)年度の第1号被保険者の保険料基準月額については、本計画期間の保険料と同様に標準給付費見込額、地域支援事業費等から計算すると、次のとおり推計されます。

2040(R22)年度の保険料

区分		2040(R22)年度
標準給付費見込額+地域支援事業費	A	千円
第1号被保険者負担分相当額	B	% 千円
調整交付金(※)		
調整交付金相当額	C	千円
調整交付金見込額	D	千円
介護給付費準備基金繰入額	E	—
保険料収納必要額	F	千円
予定保険料収納率	G	%
予定保険料収納必要額	H	千円
保険料基準月額		円

※介護給付費準備基金の繰入額は反映していない

保険料基準額の推移

第1期計画期間(H12~H14)	3,100円
第2期計画期間(H15~H17)	3,100円
第3期計画期間(H18~H20)	3,800円
第4期計画期間(H21~H23)	4,000円
第5期計画期間(H24~H26)	4,500円
第6期計画期間(H27~H29)	4,900円
第7期計画期間(H30~R2)	5,300円
第8期計画期間(R3~R5)	5,300円

※第1期及び第2期計画期間内は旧岩見沢市の基準額